令和２年第１回諏訪広域連合議会定例会

令和２年３月２５日　　開　　会
令和２年３月２６日　　閉　　会

目　　次

招集告示 …… 1
会期日程 …… 2
本定例会において招集に応じた議員の氏名 …… 3
本定例会において招集に応じられなかった議員の氏名 …… 3
本定例会に付議された事件 …… 4
一般質問通告者一覧表 …… 5
会議録第１号〔３月２５日（水）〕 …… 7
　承認第１号から議案第８号まで９件一括議題
　　広域連合長あいさつ、提出議案の説明
　　承認第１号から議案第６号及び議案第８号　事務局長補足説明
　　議案第７号　消防長補足説明
　　承認第１号質疑、委員会付託省略、討論、採決
　　議案第１号から議案第８号まで８件各質疑、各常任委員会付託
会議録第２号〔３月２６日（木）〕 …… ３１
　一般質問
　議案第１号から議案第８号まで８件一括議題
　　各常任委員長報告、質疑、討論、採決
議案等の審議結果 …… ７１

諏訪広域連合告示第５号

令和２年第１回諏訪広域連合議会定例会を、次のとおり招集する。

令和２年３月１８日

諏訪広域連合
広域連合長　金　子　ゆ か り

１　日　　時　　令和２年３月２５日（水）　午後１時３０分

２　場　　所　　諏訪市役所　議　場

令和２年第１回諏訪広域連合議会定例会日程表

月　日	時　刻	本　　会　　議	委員会・協議会
３月２５日 （水）	１１：００		議会運営委員会
	１３：００		全員協議会
	１３：３０	（開会） 広域連合長あいさつ 議案説明 議案質疑 委員会付託	
	１５：００ １７：００		常任委員会 議案審査
３月２６日 （木）	９：３０ １２：００	一般質問 委員長報告 質疑、討論 採決 （閉会）	

本定例会において招集に応じた議員の氏名

議　席		議　席	
1番	宮　坂　　徹	2番	青　木　利　子
3番	金　井　敬　子	4番	竹　内　　巧
5番	伊　藤　正　博	6番	望　月　克　治
7番	伊　藤　　勝	8番	野　沢　明　夫
9番	井　上　　登	１０番	高　木　智　子
１１番	森　山　博　美	１２番	小　泉　正　幸
１３番	伊　藤　浩　平	１４番	百　瀬　嘉　徳
１５番	芳　澤　清　人	１６番	藤　森　博　文
１７番	吉　田　　浩	１８番	渡　辺　太　郎
１９番	今　井　秀　実	２０番	早　出　一　真
２１番	織　田　昭　雄	２２番	矢　島　　尚

本定例会において招集に応じられなかった議員の氏名

なし

本定例会に付議された事件

○広域連合長提出

承認第　１号　専決処分の承認を求めるについて（諏訪広域連合会計年度任用職員の給与等に関する条例を定めるについて）

議案第　１号　諏訪広域連合公益的法人等への職員の派遣等に関する条例を廃止するについて

議案第　２号　令和元年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第２号）

議案第　３号　令和元年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第３号）

議案第　４号　令和２年度諏訪広域連合一般会計予算（案）

議案第　５号　令和２年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算（案）

議案第　６号　令和２年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算（案）

議案第　７号　令和２年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算（案）

議案第　８号　令和２年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算（案）

○一般質問

５人（別掲通告表による）

一般質問通告者一覧

令和２年３月

順序	氏名	通告内容
1	小泉正幸 （諏訪市）	１．諏訪広域連合における事業展開について （１）令和２年度執行予定の重点事業について （２）令和元年度執行の新規事業の執行状況について ２．諏訪広域連合における広報活動について （１）広域連合にかかる情報の周知方法について
2	金井敬子 （下諏訪町）	介護保険事業について （１）特養待機者数について （２）施設整備の進捗状況について （３）次期介護保険事業計画策定に向けたスケジュールや基本的考え方について
3	青木利子 （下諏訪町）	諏訪広域消防について （１）広域連合消防が一元化され５年経過したが、体制の見直しの検討の内容について （２）消防職員数について （３）若い消防職員への大型免許取得の補助金について （４）警察と消防の連携強化について （５）女性消防職員の派遣可能な仕組みについて
4	望月克治 （茅野市）	諏訪広域消防について （１）感染症患者の救急搬送時の対応について （２）大規模災害時の救急・消防の体制について

順序	氏　　名	通　　告　　内　　容
5	今 井 秀 実 （岡 谷 市）	介護保険制度改定の影響と今後の動向について （1）要支援１・２の居宅サービスの地域支援事業への移行の影響と要介護１・２の居宅サービスの保険給付はずし検討の動向 （2）低所得の施設入所者に対する居住費・食費等の補助の圧縮の影響とさらなる圧縮拡大検討の動き （3）介護サービス利用料負担２割の導入の影響とさらなる負担増検討の動向

令和２年第１回諏訪広域連合議会定例会議事日程（第１号）

令和２年３月２５日（水）

午後　１時３０分　開会

○議事日程

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期の決定

日程第　３　承認第　１号　専決処分の承認を求めるについて（諏訪広域連合会計年度任用職員の給与等に関する条例を定めるについて）

日程第　４　議案第　１号　諏訪広域連合公益的法人等への職員の派遣等に関する条例を廃止するについて

日程第　５　議案第　２号　令和元年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第２号）

日程第　６　議案第　３号　令和元年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第３号）

日程第　７　議案第　４号　令和２年度諏訪広域連合一般会計予算（案）

日程第　８　議案第　５号　令和２年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算（案）

日程第　９　議案第　６号　令和２年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算（案）

日程第１０　議案第　７号　令和２年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算（案）

日程第１１　議案第　８号　令和２年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算（案）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

本日の会議に付した事件

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期の決定

日程第　３～日程第１１

承認第１号　専決処分の承認を求めるについて（諏訪広域連合会計年度任用職員の給与等に関する条例を定めるについて）から議案第８号　令和２年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算（案）まで９件一括議題

○広域連合長あいさつ、提出議題の説明

承認第１号から議案第６号及び議案第８号　事務局長補足説明

議案第７号　消防長補足説明

承認第１号質疑、委員会付託省略、討論、採決

議案第１号から議案第８号まで８件各質疑

議案第１号、議案第４号のうち所管部分、議案第７号及び議案第８号　総務消防委員

会に付託

議案第２号、議案第３号、議案第４号のうち所管部分、議案第５号及び議案第６号

福祉環境委員会に付託

散　　　　　　会

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○出席議員（２２名）

議席		議席	
１番	宮坂　徹	２番	青木利子
３番	金井敬子	４番	竹内　巧
５番	伊藤正博	６番	望月克治
７番	伊藤　勝	８番	野沢明夫
９番	井上　登	１０番	高木智子
１１番	森山博美	１２番	小泉正幸
１３番	伊藤浩平	１４番	百瀬嘉德
１５番	芳澤清人	１６番	藤森博文
１７番	吉田　浩	１８番	渡辺太郎
１９番	今井秀実	２０番	早出一真
２１番	織田昭雄	２２番	矢島　尚

○欠席議員（なし）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	金子ゆかり	副広域連合長	今井竜五
副広域連合長	今井　敦	副広域連合長	青木　悟
副広域連合長	名取重治	副広域連合長	五味武雄
監査委員	樋口繁次	事務局長	前田孝之
会計管理者	藤森一彦	企画総務課長	林　直典
情報政策課長	小池　徹	介護保険課長	依田利文
八ヶ岳寮寮長	牛尼淳夫	消防長	宮坂浩一
消防次長兼総務課長	平林裕章	岡谷市広域担当課長	木下　稔
諏訪市広域担当課長	寺島和雄	茅野市広域担当課長	小平雅文
下諏訪町広域担当課長	伊藤俊幸	富士見町広域担当課長	伊藤一成
原村広域担当課長	伊藤弘文		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

書記長	前澤由美子	企画総務課総務係長	森井　潤

書　　記　今井　稜

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

令和２年３月２５日（水）

第１回諏訪広域連合議会定例会

会　　議　　録　（２－１）

開会　午後　１時３０分
散会　午後　２時５６分
（傍聴者　　なし）

開　　会　　午後　１時３０分

渡辺太郎議長　　ただいまから、令和２年第１回諏訪広域連合議会定例会を開会いたします。

開　　議　　午後　１時３０分

渡辺太郎議長　　これより、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、報告をいたします。ただいまの出席議員数は２２人であります。日程は、あらかじめ配付いたしました。

○日程第　１

会議録署名議員の指名

渡辺太郎議長　　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は議長において、３番金井敬子議員、２０番早出一真議員を指名いたします。

○日程第　２

会期の決定

渡辺太郎議長　　日程第２　会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から３月２６日までの２日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長　　御異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は２日間と決定いたしました。

○日程第　３

承認第　１号　専決処分の承認を求めるについて（諏訪広域連合会計年度任用職員の給与等に関する条例を定めるについて）

○日程第　４

議案第　１号　諏訪広域連合公益的法人等への職員の派遣等に関する条例を廃止するについて

○日程第　５

議案第　２号　令和元年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第２号）

○日程第　６

議案第　３号　令和元年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第３号）

○日程第　７

議案第　４号　令和２年度諏訪広域連合一般会計予算（案）

○日程第　８

議案第　５号　令和２年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算（案）

○日程第　９

議案第　６号　令和２年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算（案）

○日程第１０

議案第　７号　令和２年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算（案）

○日程第１１

議案第　８号　令和２年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算（案）

渡辺太郎議長　　日程第３　承認第１号から日程第１１　議案第８号までの９件を一括議題といたします。

広域連合長より、招集の挨拶及び提出議案の説明を求めます。広域連合長。

金子ゆかり広域連合長　　本日ここに、令和２年第１回諏訪広域連合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には大変御多忙の中を御参集いただき、まことにありがとうございました。

現在、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、国内においても感染拡大を防ぐため、大規模なイベント等の開催を自粛、延期などさまざまな感染症対策を講じているところであります。現時点では諏訪地域での感染者の報告はありませんが、当連合では介護事業者へ厚生労働省からの新型コロナウイルスに関する通知を随時お知らせしているほか、諏訪広域内の介護事業者の取り組み状況をホームページに掲載をいたしております。

また、諏訪広域消防では救急隊の感染防止対策など、救護施設八ヶ岳寮では消毒剤の設置、手洗い・うがいの励行、職員のマスク着用など感染防止の対応を行っております。引き続き、新型コロナウイルス感染の状況を注視し、平穏な日常に戻れるよう感染拡大の防止に取り組んでまいります。

さて、本定例会には、専決処分の承認案件１件、条例議案１件、補正予算２件並びに令和２年度各会計予算５件の合わせて９件を提出いたしました。

それでは、各議案につきまして順次御説明を申し上げます。

初めに、承認第１号　専決処分の承認を求めるについてであります。令和２年４月から会計年度任用職員制度がスタートするに当たり、諏訪市条例を準用した諏訪広域連合会計年度任用職員の給与等に関する条例を新設したものであります。

次に、条例議案について御説明いたします。

議案第１号　諏訪広域連合公益的法人等への職員の派遣等に関する条例を廃止するについてであります。これは現在、長野県厚生農業協同組合連合会が運営する特別養護老人ホーム恋月荘へ派遣している職員が令和元年度末をもって定年退職し派遣職員が不在となること、また今後は職員を派遣する必要がないため条例を廃止するもので、附則で関係する条例の一部改正をするものであります。

次に、補正予算議案について御説明いたします。

議案第２号　令和元年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第２号）は、平成３０年度の繰越金を例年と同様に八ヶ岳寮基金に積み立てるための補正を行うものであります。

次に、議案第３号　令和元年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第３号）は、地域支援事業での介護予防生活支援サービス費の増加に伴い、関連する財源を増額補正するとともに、前年度からの繰越金のうち、介護給付費準備基金への積み立て可能額を増額補正するものです。

次に、議案第４号から議案第８号の令和２年度予算議案について御説明申し上げます。

議案第４号　一般会計につきましては、総額３億５，５４７万円を計上いたしました。介護保険料にかかわる低所得者保険料軽減強化が年度を通じて実施されることに伴う公費負担分の増額により、繰出金が大幅に増加しております。また、小児夜間急病センターの運営については、引き続き医師会等との連携を図りながら、小児救急医療の提供、受診体制を確保してまいります。

次に、議案第５号　救護施設八ヶ岳寮特別会計は、総額４億３６８万２，０００円を計上いたしました。利用者の安心・安全を確保するため、夜間非常時に備えた避難訓練を実施するほか、引き続き健康状態の不安定な利用者居室へのエアコン設置、居室改修など居住環境の整備に取り組んでまいります。

次に、議案第６号　介護保険特別会計は、総額２０４億３，５３７万６，０００円を計上いたしました。前年度に比べ６億４，０００万円余りの増となっておりますが、これは第７期介護保険事業計画に基づいて積算いたしました保険給付費が増額となるものであります。令和２年度の特徴的な内容として、消費税率の改定に伴う低所得者への保険料軽減が年度を通じて実施されることに伴い、低所得者保険料軽減繰入金が５，７００万円の増となっております。また、諏訪地域の事業所を対象に実施いたしました介護従事者等アンケート調査の結果を踏まえ、介護業界全体のイメージアップや介護従事者の定着を図ることを目的とした介護従事者等確保定着事業を実施するほか、第８期の介護保険事業計画の策定に当たり、持続可能な安定した介護保険事業の運営を目指し計画を策定してまいります。

次に、議案第７号　諏訪広域消防特別会計は、総額２７億６，５１４万７，０００円を計上いたしました。諏訪広域消防一元化後の課題について、引き続き消防体制等検討委員会において検討、

協議を行い、消防体制の充実強化を図るとともに、消防団等との連携を密にし、協力体制の構築に努めてまいります。また、老朽化している高規格救急自動車の更新を行うほか、消防指令システム等を構成する機器の部分更新を行います。

次に、議案第８号　ふるさと振興基金事業特別会計は、総額１，４４３万２，０００円を計上いたしました。ＬＣＶ－ＦＭを活用した行政情報等の発信を引き続き行うとともに、圏域の未婚者の出会いの機会をふやすことを目的とした婚活支援事業については見直しを行い、回数を減らして継続してまいります。また、令和３年度に諏訪広域連合イントラネットの更改を予定しておりますが、ホームページの更新等その費用に充てるため、基金積み立てを行います。

以上で提案いたしました各議案の説明を終了いたしますが、新年度予算につきましては、関係市町村が厳しい財政運営を強いられている中、事務事業のさらなる効率化に努めるとともに、圏域住民の安全・安心や福祉に直結する事務事業については、サービスの向上に努めるべく編成を行いました。なお、各議案の細部につきましては、事務局長、消防長から説明をさせていただきます。

以上を申し上げまして、開会に当たっての挨拶及び提出議案の説明といたします。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

渡辺太郎議長　　事務局長。

前田孝之事務局長　　それでは、私から承認第１号から議案第６号及び議案第８号について一括して補足説明させていただき、消防に係る議案第７号につきましては、消防長より補足説明をいたします。

初めに、承認第１号　専決処分の承認を求めるについて、諏訪広域連合会計年度任用職員の給与等に関する条例を定めるについて説明申し上げます。本条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を構成する法律の施行により新たに制定するものです。

それでは、条例の内容を説明させていただきます。資料をごらんください。

第１条は趣旨の規定で、地方自治法及び地方公務員法の規定に基づき、会計年度任用職員の給与等に関し必要な事項を定めるものです。

第２条、給与等については諏訪市の条例を準用することとし、特殊勤務手当や地域手当は適用除外とすることを規定するものです。

第３条は、第２条で適用除外とした特殊勤務手当について、広域連合の条例を準用することを規定するものです。

附則は、施行期日を令和２年４月１日とするものです。

なお、この条例制定を専決処分により行った理由ですが、本定例会での上程では職員を募集するに当たり期間がないことから、令和元年１２月１２日付で地方自治法第１７９条第１項による専決処分を行いましたので、地方自治法第１７９条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

続きまして、議案第１号　諏訪広域連合公益的法人等への職員の派遣等に関する条例を廃止するについて説明を申し上げます。本条例については、平成２６年４月１日、特別養護老人ホーム恋月

荘を長野県厚生農業協同組合連合会へ移管するに当たり、移管後、業務の円滑な実施を確保するため、諏訪広域連合職員、当時の恋月荘勤務の職員を派遣するに当たり当該条例を新設いたしました。

その後、派遣職員の意向を考慮する中で救護施設八ヶ岳寮への異動等を行い、現在派遣している職員は１名となり、今年度末をもって定年退職いたします。令和２年以降、職員を派遣する必要がないため、当該条例を廃止するものでございます。

なお、附則において施行期日を令和２年４月１日とするとともに、当該条例の廃止に伴い関連する職員の給料に関する条例と職員の特殊勤務手当に関する条例について一部改正を行うものでございます。

また、別添の資料は関連する二つの条例の一部改正について新旧対照表となりますが、詳細な説明は割愛させていただきます。説明は以上となります。

続きまして、議案第２号　令和元年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第２号）について、説明を申し上げます。第１条により、歳入歳出予算の総額にそれぞれ８４０万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ４億６２７万５，０００円とするものです。

続いて、事項別明細書により説明をいたします。１０、１１ページをごらんください。歳入でございます。７款繰越金１項１目繰越金に、平成３０年度八ヶ岳寮特別会計決算における収支差し引き額２，６８５万５，０００円のうち、当初予算第１号補正にて予算計上してございます１，８４５万５，０００円を除く８４０万円を増額補正するものであります。

続きまして、１２、１３ページ、歳出でございます。２款民生費１項１目施設管理費に８４０万円を増額補正し、八ヶ岳寮基金に８４０万円を積み立てるものであります。説明は以上でございます。

続きまして、議案第３号　令和元年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第３号）について説明を申し上げます。第１条により、歳入歳出予算の総額にそれぞれ２億１，３６８万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ２０２億４，３１４万９，０００円とするものです。

主な補正の内容は、地域支援事業での介護予防生活支援サービス費の事業費増額に伴い、関連する財源の補正及び介護給付費準備基金への積立額が確定したことにより増額補正を行うものであります。

続いて、事項別明細書により説明をいたします。１０、１１ページ、歳入でございます。介護予防生活支援サービス費の事業費増額に伴い、２款分担金及び負担金１項１目関係市町村負担金で１０６万２，０００円、４款国庫支出金２項２目地域支援事業交付金で２１２万５，０００円、５款支払基金交付金１項２目地域支援事業支援交付金で２２９万５，０００円、６款県支出金２項１目地域支援事業交付金で１０６万２，０００円をそれぞれ増額補正し、また介護給付費準備基金への積立額確定により、９款繰越金１項１目繰越金に２億７１３万６，０００円を増額補正するものです。

続きまして、１２、１３ページをお願いいたします。歳出であります。歳出につきましては、４款基金積立金１項１目介護保険費準備基金積立金に２億５１８万円を、５款地域支援事業費１項１

目介護予防生活支援サービス事業費に７００万円を、同項２目介護予防ケアマネジメント事業費に１５０万円をそれぞれ増額補正するものです。説明は以上でございます。

続きまして、議案第４号　令和２年度諏訪広域連合一般会計予算（案）について説明を申し上げます。予算書をごらんください。初めに、１ページをお願いいたします。第１条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ３億５，５４７万円と定めるものです。

次に、予算の内容につきまして事項別明細書により説明申し上げます。８、９ページをごらんください。歳入の内訳になります。１款分担金及び負担金１項１目関係市町村負担金は２億１，４３０万３，０００円を計上し、前年度比１，７３５万６，０００円の増となります。これは主に７節低所得者保険料軽減負担金の増によるものであり、令和２年度は消費税率改定に伴う低所得者の保険料の軽減を１年にわたり強化し実施されるため、軽減額の４分の１に相当する３，８２５万円を計上し、一般会計から介護保険特別会計へ繰り出すものであります。

２款国庫支出金２項１目介護保険関係負担金は、先ほど述べました市町村負担金と同様に介護保険の低所得者の保険料軽減に係るものであり、軽減額の２分の１に相当する７，６５０万円の計上で、前年度比２，８５０万円の増となっております。

３款県支出金１項２目民生費県補助金の介護保険関連事業補助金は社会福祉法人の利用者負担の減免に係る補助金で、介護保険財政等への影響を抑えるため、介護保険外の財源として一般会計で受け一般会計で事業実施するためのもので、１９万３，０００円の計上でございます。同項３目衛生費県補助金の小児初期救急医療体制整備事業費補助金は小児夜間急病センターの運営に対する県補助金で、前年同額の１７０万円の計上でございます。同款２項１目介護保険関係負担金は国の負担金同様低所得者の保険料軽減に係る県負担金で、軽減額の４分の１に相当する３，８２５万円を計上し、前年度比１，４２５万円の増となっております。

次に、１０、１１ページをお願いいたします。７款諸収入２項１目雑入は７８２万６，０００円の計上で、前年度比１，２０４万９，０００円の減となっております。恋月荘派遣職員の退職により、人件費の厚生連負担金等がなくなるため減となるものであります。繰入金は前年度恋月荘退職職員の１名の定年退職に伴う退職手当を支給するため、総合福祉基金より繰り入れを行ったものであり、皆減となっております。

次に、１２、１３ページをお願いいたします。ここから歳出となります。１款議会費１項１目議会費は、広域連合議会議員改選年に隔年で実施しております行政視察に係る経費が減となり、９０万円の計上となっております。２款総務費１項１目一般管理費は、事務局の職員人件費や各種事務委託料、ＯＡ機器借上料などで、１億２，６０８万５，０００円の計上となっております。

１６、１７ページをお願いいたします。福祉連携費は、恋月荘への派遣職員の退職により該当がなくなったため皆減となりました。

３款民生費１項１目高齢者福祉費は介護保険の低所得者対策に係るものです。社会福祉法人による減免事業補助金と低所得者の保険料軽減に係る介護保険特別会計への繰出金など、１億６，３３５万８，０００円の計上であります。

１８、１９ページをお願いいたします。４款衛生費１項１目病院群輪番制病院運営費補助事業費は、圏域住民の二次救急医療を確保するための圏域６病院に対する運営費補助金で、３，３０１万５，０００円の計上となっております。同項２目小児夜間急病センター事業費は諏訪地区小児夜間急病センターの管理運営に要する経費で、２，９５８万８，０００円の計上となっております。

３０、３１ページをお願いいたします。関係市町村負担金内訳でございますが、負担割合は規約で定められており、各事務、事業別に関係市町村の負担金を掲載してあります。一般会計予算の説明は以上でございます。

続きまして、議案第５号　令和２年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算（案）について説明を申し上げます。予算書の３２ページをごらんください。第１条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ４億３６８万２，０００円と定めるものです。

次に、予算の内容につきまして事項別明細書により説明申し上げます。３９、４０ページをお願いいたします。歳入の内訳になります。１款分担金及び負担金１項１目関係市町村負担金は、八ヶ岳寮改築に係る公債費を賄うため広域連合構成市町村が負担するもので、昨年度と同額の４，３２６万３，０００円を計上いたしました。同項２目民生費負担金は、現在の入所者を入所させた市、いわゆる措置市が負担する施設事務費負担金及び施設生活費負担金で、これにつきましては、諏訪圏域外からの入所者もおりますので、諏訪地方３市に限られたものではございません。市からの入所者９９人分、２億５，２０２万７，０００円を計上いたしました。

３款県支出金１項１目民生費県負担金は、県が負担する施設事務費負担金及び施設生活費負担金で、町村から入所となった方が対象となり、３０名分、７，５５９万５，０００円となっております。これも諏訪地方の町村に限られるものではございません。

６款繰入金２項１目救護施設八ヶ岳寮基金繰入金は、火災等防災監視設備及び厨房機器更新事業の財源に充てるため、１，２０９万５，０００円を繰り入れるものです。

４３、４４ページをお開きください。ここから歳出となります。２款民生費１項１目施設管理費は２億５，８９１万２，０００円で、前年度比７７０万５，０００円の増となっております。これは主に先ほど説明いたしました火災等防災監視設備の更新に伴うものであります。また、八ヶ岳寮開設５０周年を迎えることから、記念誌の印刷製本費のほか、身体機能が低下した高齢入所者が利用しやすくするための居室の洋室化経費、利用者居室の照明器具取りかえ工事の経費などを計上いたしました。

続きまして、４５、４６ページをお願いいたします。同項２目施設事業費は燃料費、光熱水費、賄い材料費、入所者小遣いなど、利用者の直接処遇にかかわる経費となっており、１億５０万７，０００円の計上となっております。このうち備品購入費には一部居室へのエアコン、介護用ベッド、自動洗濯機などの購入分を計上いたしました。

続きまして、４７、４８ページをお願いいたします。３款公債費１項公債費でございますが、これは平成１３年度から１４年度にかけて行われた八ヶ岳寮の全面改築工事に伴う起債の元利償還に係るもので、４，３２６万３，０００円を計上いたしました。なお、この起債につきましては令和

４年度をもって償還が終了となります。

５７ページをごらんください。こちらは地方債にかかわる調書で、令和２年度末の地方債現在高の見込み額は４，８６６万８，０００円となります。

５８ページは関係市町村負担金内訳ですが、経常経費分の該当はなく、公債費分のみで前年度と同額の４，３２６万３，０００円となっております。前年度比較で市町村により増減が出ておりますが、公債費総額に変動はございません。近年の人口動態により６市町村の人口割合が変動しているため、このような増減が発生しております。八ヶ岳寮特別会計予算案の説明は以上でございます。

続いて、議案第６号　令和２年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算（案）について説明を申し上げます。予算書５９ページをごらんください。第１条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ２０４億３，５３７万６，０００円と定めるものであります。

次に、予算の内容につきまして歳入歳出予算事項別明細書により説明を申し上げます。６８、６９ページをお願いいたします。歳入の内訳になります。１款保険料１項１目第１号被保険者保険料は４０億３，６２５万円で、前年度比４，９０２万９，０００円の減となっております。これは一般会計の説明で申し上げました低所得者保険料軽減に伴うもので、この減収分は一般会計からの低所得者保険料軽減繰入金において補填することになります。

２款分担金及び負担金１項１目関係市町村負担金は２８億３，９７１万７，０００円で、このうち１節保険給付費関係負担金は、市町村が負担することとなっている保険給付費の１２．５％を関係市町村に負担いただくもので、保険給付費割１０％、人口割９０％で算出しております。２節地域支援事業関係負担金は、地域支援事業の一定割合を関係市町村が負担するもので、介護予防日常生活支援総合事業費は事業費の１２．５％を、包括支援事業と任意事業は事業費の１９．２５％を負担いただくことになっております。３節事務費関係負担金は、人件費等の事務費関係経費を均等割２０％、人口割で８０％で負担いただくものであります。

４款国庫支出金１項１目介護給付費国庫負担金、５款支払基金交付金１項１目介護給付費交付金、７０、７１ページになりますけれども、６款県支出金１項１目介護給付費県負担金はいずれも増額となっており、これらは保険給付費を国、県、市町村、支払基金が一定の割合で負担するもののため、保険給付費の増加に伴い増額となっているものです。

８款繰入金１項４目低所得者保険料軽減繰入金につきましては、１億５，３００万円の計上で、先ほどより説明申し上げております低所得者保険料軽減の強化に伴い５，７００万円の増となります。同款２項１目介護給付費準備基金繰入金は３億７０９万６，０００円を計上し、前年度比１億１，４３７万３，０００円の増となっております。第７期介護保険事業計画期間における保険料の額を第６期と同額に据え置くために介護給付費準備基金から財源不足分を繰り入れするものでありまして、令和２年度は第７期計画期間の最終年度となっております。第７期介護保険事業計画では、計画期間の３カ年で合計７億３，５００万円を繰り入れる予定となっております。歳入についての説明は以上となります。

続きまして、歳出の内訳について説明を申し上げます。７４、７５ページをお開きください。１

款総務費１項１目一般管理費につきましては主に人件費等の事務的な経費になっており、１億９，１３７万３，０００円を計上し、前年度比７６８万５，０００円の増となっております。

７６、７７ページをお願いいたします。令和２年度は令和３年度からの第８期保険事業計画策定年度となるため、計画策定関連経費といたしまして事業計画策定事業費に５４０万３，０００円を計上いたしました。また、平成３０年度、令和元年度と実施いたしました介護事業所アンケートや介護従事者等アンケートでの調査結果を踏まえ、介護現場のイメージアップや介護従事者の定着を図るため、介護従事者確保定着事業に２７２万３，０００円を計上いたしました。この介護従事者確保定着事業は、介護従事者等の声を継続的により多く地域に発信するため「広報すわこういき」の掲載ページの増加分や住民参加型の介護イベント事業の実施事業費となります。

次に８０、８１ページの保険給付費にまいります。２款保険給付費の総額は１８９億８，０８４万５，０００円で、前年度比６億４７９万３，０００円の増となっています。これは第７期介護保険事業計画に基づき予算計上したものでございます。

以下、８０、８１ページから９０、９１ページの特定入所者介護サービス等費までの２款の予算は、第７期介護保険事業計画に基づき保険給付の必要な額を計上したものとなります。

８０、８１ページにお戻りいただきたいと思います。２款保険給付費１項介護サービス等諸費は、要介護認定者のうち要支援の方を除く要介護１以上の方々に対するサービス給付費であります。この介護サービス等諸費の主な歳出は、１目居宅介護サービス給付費、３目地域密着型介護サービス給付費、８２、８３ページにございます５目施設介護サービス給付費の三つの給付費であります。

次に、９２、９３ページ。５款地域支援事業費であります。５款地域支援事業費は１１億５，５７１万７，０００円で、前年度比４，０３７万３，０００円の増となっております。費目に増減はございますけれども、市町村から上げられた事業費用等に基づいて積算をしており、増減は市町村の事業計画に基づくものであります。

１１０、１１１ページをごらんください。関係市町村負担金内訳となり、各事務、事業別に関係市町村の負担金を掲載してございます。介護保険特別会計予算案の説明は以上でございます。

最後に、議案第８号　令和２年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算（案）について説明申し上げます。予算書１４３ページをお願いいたします。第１条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１，４４３万２，０００円と定めるものであります。ふるさと振興基金事業は利付国債を基金として運用し、その運用益である利子を財源として事業を行っております。この４本の利付国債のうち、２本が令和３年中に満期を迎える予定でありますが、買いかえを行うと利率が大幅に低下し基金の運用益が半減する見込みとなることから、従来の事業をこのまま継続していくことは困難であると考えられるため、令和２年度の予算におきまして今後の運用益の減額を見越し、基金事業の見直しを行いました。

それでは、予算の内容につきまして歳入歳出予算事項別明細書により説明を申し上げます。１５０、１５１ページをお願いいたします。歳入の内訳となります。２款財産収入１項１目利子及び配当金は１，３８８万６，０００円で、前年度と同額を計上し、こちらがふるさと振興基金の運用益

となります。

１５２、１５３ページをお願いいたします。歳出の内訳となります。１款１項１目ふるさと振興事業費は１，４３３万２，０００円で、前年度比２０万８，０００円の増となっております。

事業ごと主な内容について説明を申し上げます。まずふるさと振興事業費ですが、広域のスケールメリットを生かした婚活支援事業のイベント等の委託料２２２万５，０００円を計上いたしました。これは前年度の半額となるものでございますが、基金の利子収入が減額となることを見越し、開催回数を４回から２回とすることによるものでございます。

スポーツ振興事業補助金は、前年度と同額の５０万円を計上いたしました。

新たに計上いたします基金積立金でございますが、令和３年度に予定しております諏訪広域連合のイントラネット更改に要する費用に充てるため、ホームページの構築費用等として５００万円を積み立てるものでございます。

なお、昨年度まで計上しておりました生活環境整備事業費は、事業の見直しを行う中で一定の成果を得られたと考え終了といたしました。

情報ネットワーク推進事業費では、ＬＣＶ－ＦＭ広報の委託料として５８０万８，０００円を計上しております。諏訪地域ふるさと振興事業特別会計予算の説明は以上でございます。

これで、消防関係を除きます議案につきまして補足説明を終了いたします。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

渡辺太郎議長　消防長。

宮坂浩一消防長　それでは私から、議案第７号　令和２年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算（案）について説明を申し上げます。予算書をごらんください。初めに、１１２ページをお願いいたします。第１条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ２７億６，５１４万７，０００円と定めるものです。

第２条、地方債は地方自治法第２３０条第１項の規定により定めたものであります。内容は１１５ページ、第２表に記載しておりますので、説明は省略させていただきます。

次に、予算の内容につきまして事項別明細書により説明申し上げます。１２１、１２２ページをごらんください。歳入の内訳になります。１款分担金及び負担金１項１目負担金は、２６億２，３４５万４，０００円を計上し、前年度比３億２，８４０万２，０００円の増となっております。負担金の内訳として、１節消防費負担金は２２億４，７２４万４，０００円の計上で、関係市町村の負担金となりますが、消防指令システム等の部分更新に伴い増となっております。２節公債費負担金は２億３，１４４万５，０００円の計上で、平成３０年度購入配備のはしご車の償還開始により増となっております。３節その他負担金は１億４，４７６万５，０００円の計上で、高速自動車国道救急支弁金及び退職手当特別負担金等でありますが、退職者の増に伴い退職特別手当が増となっております。

２款使用料及び手数料１項１目消防手数料は１４２万１，０００円の計上で、危険物許認可等の手数料等でございます。

５款繰越金は９，０００万円を計上いたしました。

６款諸収入２項１目雑入は１，９８９万１，０００円の計上で、防火管理講習会の受講料や派遣職員人件費等でございます。県へ派遣の職員がおりますので増額となっております。

７款連合債１項１目消防債は３，０３０万円の計上で、高規格救急自動車１台の更新整備に係る起債でございます。

次に、１２５、１２６ページをお願いいたします。ここから歳出となります。１款消防費１項１目一般管理費は職員の人件費、研修等の職員管理に係る経費などで、２０億３，８０７万１，０００円の計上となっております。同款２項１目常備消防費は１億８，４９３万５，０００円の計上で、通信指令システム有償交換部品等の経費が減となっております。２項２目消防施設費は３億８６９万６，０００円の計上で、消防指令システム等の部分更新及び高規格救急自動車の更新整備などの経費でございます。

１２９、１３０ページをお願いいたします。２款公債費は２億３，１４４万５，０００円の計上で、１項消防本部公債費で平成３０年度に更新いたしました、はしご付消防自動車及び高規格救急自動車の償還が増となっております。

３款予備費は２００万円の計上で、前年度と同額であります。

１３１ページ以下の給与費明細書、１３９ページの地方債の現在高の見込みに関する調書についての説明は省略させていただきます。

１４１、１４２ページをお願いいたします。関係市町村負担金内訳でございますので、ごらんいただきたいと思います。

令和２年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計の予算（案）の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

渡辺太郎議長　これより、承認第１号　専決処分の承認を求めるについて（諏訪広域連合会計年度任用職員の給与等に関する条例を定めるについて）質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第１号は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長　御異議なしと認めます。よって、承認第１号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、承認第１号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長　これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第１号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長　御異議なしと認めます。よって、承認第１号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第１号から議案第８号までの８議案について順次質疑を行います。

初めに、議案第１号　諏訪広域連合公益的法人等への職員の派遣等に関する条例を廃止するについて、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長　これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第２号　令和元年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第２号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長　これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第３号　令和元年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第３号）について、質疑はありませんか。今井秀実議員。

１９番今井秀実議員　今井秀実です。１点質問させていただきたいと思います。１２、１３ページに基金への積立金２億５１８万円ということで、決算がほぼ確定してきたというところでこれを基金に積み立てていくということだろうと思いますが、これは当初の事業計画で予定していた額などと比較してどのような状況なのか。２億円という額はそれなりに大きな額という気もするのですが、給付が十分行われた上でのものであるとは思いますが、その辺どんなふうに見ているのかお聞きしたいと思います。

渡辺太郎議長　介護保険課長。

依田利文介護保険課長　この積立金の額の状況でございますが、ほぼ計画どおりということで御理解いただければと思います。また令和元年度にも１億９，０００万円、取り崩しの中での入れかえみたいな形になりますが、ほぼ計画どおりということで御理解いただければと思います。

渡辺太郎議長　今井秀実議員。

１９番今井秀実議員　ほぼ計画どおりという部分はわかりました。それでこの時点で、基金残高が幾らになるのかという部分についてお聞きしておきたいと思います。

渡辺太郎議長　介護保険課長。

依田利文介護保険課長　平成３０年度末の基金の残高は１２億１０６万円でございました。今年度に１億９，０００万円崩しまして、ここで２億円でございますので、差し引きほぼ同じの１２億円ということで令和元年度末での基金残高ということになろうかと考えております。

渡辺太郎議長　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長　これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第４号　令和２年度諏訪広域連合一般会計予算（案）について、質疑はありませんか。井上登議員。

９番井上登議員　井上でございます。２３ページの会計年度任用職員の件ですけれども、１名を採用するということだと思いますけれども、この会計年度職員を１名採用する理由は何かお伺いしたい。

渡辺太郎議長　企画総務課長。

林直典企画総務課長　現在も、非常勤職員として採用しておりますけれども、広域連合事務局内において事務補助としてお願いをしておるところであります。以上です。

渡辺太郎議長　井上登議員。

９番井上登議員　今後の採用については、経費の節減という観点から、人件費削減のために任用職員を主にふやしていくということになるんですか。

渡辺太郎議長　事務局長。

前田孝之事務局長　今後の採用の計画に当たりましては、また消防は計画どおり進んでおりますけれども、職員の事務関係につきましては、特にそういう会計年度任用職員をふやしていくとかそういうことではなくて、この職員につきましては、現行いる職員をそのまま継続して、非常勤職員から制度が変わったので会計年度任用職員に移行していくということですので、特段今のところ会計年度任用職員をふやしていくということではございません。

渡辺太郎議長　ほかに質疑はありませんか。伊藤勝議員。

７番伊藤勝議員　今の件でありますけれども、前の資料がわからないものでお願いしたいんですけれども、今の質疑の中では前と同じ方が採用されているということ。では、そのお給料は前と比べて高いのか低いのかお願いしたいと思います。

渡辺太郎議長　企画総務課長。

林直典企画総務課長　予算書の２３ページをごらんいただければと思いますけれども、内訳としまして会計年度任用職員の給与費等の金額を記載してございます。当然ながら今回の会計年度任用に伴いまして期末手当の支給等この部分は増額になっております。ただし、月当たりの基本給にかかわる分は一部減額になっておりますが、トータルでは数十万円の増と。また、最終３年度、２年目、３年目を迎えるにつきまして、単価アップ、昇給等がございますので、トータルでは２０から３０万円くらい増になるというところであります。以上です。

渡辺太郎議長　伊藤勝議員。

７番伊藤勝議員　ちなみに、月額で出しているのか時間給で出しているのかわかりませんけれども、それは幾らでしょうか。

渡辺太郎議長　企画総務課長。

林直典企画総務課長　月額の支給になっておりますが、基本給では１３万６，３００円でございます。そのほかとして今は旅費の計上になっておりますが、通勤手当の該当があれば支給になるというところであります。

渡辺太郎議長　ほかに質疑はありませんか。今井秀実議員。

１９番今井秀実議員　１点お願いしたいと思います。ページで８ページ、９ページですが、９ペー

ジのほうで３カ所ほど低所得者保険料軽減負担金ということで出てきて、丁寧に説明いただいておおむね理解できているんですけれども、確認で。消費税増税が去年の１０月に行われたということに伴って、保険料の段階でたしか１段階から３段階でしたか、１４段階のうちの低いほうの方々の保険料率を軽減するという措置が昨年の１０月からとられているけれども、今年度の予算というのは通年になるので前年よりも大幅にふえているという説明だったかと思うのですが、ちょっと確認でお願いしたいと思います。

渡辺太郎議長　介護保険課長。

依田利文介護保険課長　今御質問いただきましたとおり、昨年は本来の軽減額の２分の１を１０月から、今年度は本来軽減するべき満額を１年間通してということになりますので、１年間を通しての第１、第２、第３段階の方々の軽減をするということで、この額が不足する関係で公費で賄うという形のもので、市町村、県、国のそれぞれの分担金という形になりますのでよろしくお願いしたいと思います。

渡辺太郎議長　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長　これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第５号　令和２年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算（案）について、質疑はありませんか。伊藤勝議員。

７番伊藤勝議員　さっきと全く同じですけれども、５２ページの会計年度任用職員の件で、まず人数と、先ほどと同じ額なのかそうでないのか。要するにアップしているのかしていないのか。それも含めてお願いします。

渡辺太郎議長　八ヶ岳寮長。

牛尼淳夫八ヶ岳寮寮長　ただいまの質問についてお答えを申し上げます。八ヶ岳寮の任用職員の来年度の人数につきましては、１３名を予算計上させていただいているところです。報酬額につきましては、先ほど事務職員ということで一般会計のほうで御説明がございましたけれども、金額につきましては、介護職ということで業務の内容も異なってくるというところから金額は違ってございます。

金額について申し上げます。３段階に設けてございます。勤務年数に応じて３段階ということで、初年度におきましては、基準の報酬が１６万４，５００円になります。２年度目からにおきましては１７万４００円。３年目になりますが、１７万６，５００円という基本額になっております。

加えまして、特殊勤務手当という形で、これにつきましては、介護職員につきましては月額８，０００円が加算をされます。加えまして宿直業務がございますので、宿直につきましては１回当たり４，８００円という内容の報酬体系になってございます。以上です。

渡辺太郎議長　伊藤勝議員。

７番伊藤勝議員　最後に言いましたけれども、それはわかりました。だけれども、前の同じくらいの人たちが多分やっていると思うので、今の話が前年度と比較して上がっているのか下がっている

のか。

渡辺太郎議長　　八ヶ岳寮寮長。

牛尼淳夫八ヶ岳寮寮長　　年額、年収で申し上げますと約１６万円ほどの増額という形になります。

渡辺太郎議長　　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長　　これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第６号　令和２年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算（案）について、質疑はありませんか。望月克治議員。

６番望月克治議員　　６８、６９ページの先ほど今井議員もお聞きした介護保険料の軽減なんですけれども、これは軽減の分だけでこの減額、１号被保険者の保険料ですね。その減額分だけを見込んでいるのか、人数の増減というものは考えているのかを１点お聞かせください。

２点目として、７６、７７ページの介護従事者確保の定着事業ですけれども、どういった内容の事業を目的、介護人材を募るためのものなんですけれども、どういった形のもので働きかけをしていこうと思っているのか、もし決まっていれば教えてください。

もう１点が８０、８１ページの保険給付費ですが、３年計画の最終年度でそれを実行していくとふえてきたと。これが３年の計画の中で全てできたということになると、この先はずっとこのような額で進んでいくということなのか、その辺をお聞かせください。

渡辺太郎議長　　介護保険課長。

依田利文介護保険課長　　それでは、それぞれお答えをさせていただきたいと思います。まず６８、６９ページの関係でございます。介護第１号被保険者の保険料の軽減のことでございます。軽減につきましては、先ほど申した第１、第２、第３段階の方々になりまして、それはかなり人の出入り等々によりまして変動するものでございます。ただ、その変動を見込んでの額としたときの軽減増としたところは見込んでいるものでございますので、これが確定というか一点を見ているということではないということで御理解いただければと思います。

続いて、介護従事者等確保定着事業等の内容でございますが、広域といたしまして初めて行う事業でございます。事業に当たりましては、実行委員会組織をつくって、介護従事者、事業所の皆さんだとかを募りながらですね、みんなでつくるみんなのフェアにしたいなということでございますが、主なこの予算の中では、「広報すわこういき」に今まで「介護のお仕事のホント！」ということで、ちょっと間借りしながらつくっているような状況だったんですけれども、新年度から正式にページをいただく関係もございまして、その部分の予算がかなりのものを占めてございます。

また、介護を直接知っていただく、触れていただくということで、施設に行っていただくというのはなかなか難しいところなものですから、施設の皆さんに出てきていただいて、介護はこんなものだよというような、ちょっと触れていただく、接していただくという形で、１日場所を決めまして、展示だとかトークだとか、介護にかかわる映画だとかというものは少し考えているところでございますが、いずれにしても今後実行委員会の皆さんを組織した中で考えていきたいと思います。

何分初めてのことでございますので、いいものにしたいということで考えての予算でございます。

続きまして、８１ページからの給付費の関係でございます。介護事業計画も令和２年度で３年目を迎え、第８期をつくる年度になるわけでございますが、おおむね計画どおりの推移で来ているものでございます。

ただ、事業計画におきましては介護のサービス料、この３年間どれだけ必要なのか、どれだけつくるんだということになりますので、この数字のまま行くかどうかというものは推計をしていく中ではっきりするものでございますので、この数字がベースにはなっていくかと思いますが、これから施設ができる、サービス事業者がふえる、利用者がふえるという形になってくれば給付費は上がっていくものかなということは、それまた計画策定の段階において御審議いただく中で進めていくと考えておりますが、３年間はほぼ数字的には計画に沿っていくかなと考えているところでございます。

渡辺太郎議長　ほかに質疑はありませんか。伊藤勝議員。

７番伊藤勝議員　全く先ほどと同じで、１０３ページの会計年度任用職員の状況の中で、お給料が前の方と比べて、前年度と比べて上がっているのか下がっているのか。また、年額はどのくらいか。

渡辺太郎議長　介護保険課長。

依田利文介護保険課長　先ほど一般会計のところで御質問いただきましたのと同じ額でございます。今回の会計年度職員さんは、当課におきましても今の非常勤職員さんが振りかわるということでございますので、人数がふえるということではございません。それで、年収という観点で見るとですね、今よりは手当が充実する分ふえるかなと思っているところでございます。額につきましては、先ほど一般会計で答弁した額と同額でございます。

渡辺太郎議長　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長　これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第７号　令和２年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算（案）について、質疑はありませんか。伊藤正博議員。

５番伊藤正博議員　お願いします。１２２ページですが、負担金のところで、その他負担金のところには退職者の増ということが言われていましたけれども、この人数はどのくらいなのかということと、これは例年に比べてこういう差があるということについてどんなふうに考えているか教えてください。

渡辺太郎議長　消防長。

宮坂浩一消防長　令和２年度でございますが、退職者を６名見込んでおります。今年度の退職者が５名おるんですが、そのうち市、元市、諏訪市の職員が３名でございます。１人は下諏訪町、済みません。諏訪市で４人、下諏訪町の職員が１名でございます。令和２年度の退職者は６人を予定しておるんですが、全員が岡谷市、茅野市出身者でございますので、金額が変わってきております。人数的にも５人から６人にふえてきているというところでございます。以上です。

渡辺太郎議長　　ほかに質疑はありませんか。竹内巧議員。

４番竹内巧議員　　お願いします。ページは１４２ページになります。その他負担金ということで１億４，４００万円相当が総額で計上されており、この金額は１２５ページの総務管理費、高速自動車国道救急業務関係負担金と、今、伊藤議員が質問しましたその他負担金、このトータルの金額になろうかと思います。この、その他負担金の配分というか負担の考え方。これはどういうふうな考え方で数字が計上されているのか教えていただければと思います。

渡辺太郎議長　　消防長。

宮坂浩一消防長　　１４２ページのその他負担金でございますが、これは退職手当、救急業務支弁金、派遣職員のそれぞれの負担金が含まれているものでございます。入りの部分のその他負担金でもやはり同様のものでございますが、その他負担金の中には、ただいまお話のありました高速道路の支弁金と退職手当の負担金、それと派遣職員の負担金が含まれているものでございます。入りにつきましても同様のものでございます。

渡辺太郎議長　　続けてお願いします。

宮坂浩一消防長　　申しわけございません、１４２ページの負担金の関係でございますが、こちらが全部入りでございまして、ただいま申し上げました高速道路支弁金、退職手当負担金、派遣職員の負担金でございます。その他負担金というものがございますが、これに関しましては、長野県高圧ガスの保安協会負担金また安全管理者協会の負担金、長野県防災行政無線の負担金等の金額が乗ってきておりますので、補助金及び負担金、交付金の中には含まれているというものでございます。

渡辺太郎議長　　竹内巧議員。

４番竹内巧議員　　済みません、質問の仕方が余りうまくなくて申しわけなかったのですが、その他負担金、要するに広域行政として扱う業務に要する費用ということであれば、ほかの費用と同じように人口割であるとか、何か均等割の部分が出てくるのかなという気がしたんですが、それはなくて、例えば下諏訪町であるとか原村ではその他負担金は一切ないと。茅野市であれば、前年度はゼロ円だったんですが、今年度は５，１００万円があると。

その辺を推察すると、退職金の対象者がいるとかいないとかということが絡んでいるのかなと思えるんですけれども、この１億４，４００万円の財源として支出のほうを見ると、総務管理費の一般管理費に充てられるこういった費用になってくるということで、退職金にかかわらずという部分もあるのではなかろうかという思いがあってですね、その中で負担のあるところとないところが出てくるというのがどういう仕組みなのかということを聞きたかったのですが、申しわけございません、うまく説明ができなくて。

渡辺太郎議長　　事務局長。

前田孝之事務局長　　御説明させていただきます。議員さんがおっしゃるとおりで、こちらは退職金として、今回は茅野市と岡谷市、もといた職員が退職されるものですから、その退職金に伴うものは、もといた市町村から負担金として払うということがありますので、岡谷市と茅野市に大きく負担金が出ているということ。

それともう１点は、団事務の関係で岡谷市と諏訪市のほうに団事務として職員を広域連合から派遣していますので、その分の人件費も市町村からいただくということと、高速道路の支弁金については、関係のある市町村ということで岡谷市と諏訪市と富士見町ということで、それぞれ負担金が入っているということで、ない市町村があったり、ある市町村があるということでございます。

渡辺太郎議長　ほかに質疑はありませんか。伊藤勝議員。

７番伊藤勝議員　済みません。それでは、１３３ページの職員の人数のところで、今年度は５名要するに増員だということであります。その増員の考え方と配属部署はどういうところか。また、今後のそういうことの増員の計画はどんなふうに考えているか。その二つをお願いします。

渡辺太郎議長　消防長。

宮坂浩一消防長　職員の増員でございますが、一元化の際には２２９名という形で決定されたものでございますが、その後の経過等を踏まえる中で、正副連合長会において１０名の増員が認められたところでございます。３年程度をかけて１０名増員していくと、そのような計画で現在進んでいるところでございます。

そして職員配置につきましてですが、署所の場所、数等は当面一元化の当時のまま移行するということでございますので、配備されている消防車また救急車等の運行ができるように、従前程度の人数をそのままの継続程度で配備していきたいと考えております。

渡辺太郎議長　伊藤勝議員。

７番伊藤勝議員　最初の質問で、５名はどこに配属されたというのは。

渡辺太郎議長　消防長。

宮坂浩一消防長　来年度の増とする５名につきましては、消防学校へ半年間入校してまいります。その消防学校を卒業した後に配属が決定になりますので、現在は増の職員の配属先はまだ決まっておりません。総務課付となっておりますのでよろしくお願いいたします。

渡辺太郎議長　よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長　これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第８号　令和２年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算（案）について、質疑はありませんか。伊藤勝議員。

７番伊藤勝議員　済みません、たびたびと。１５２か１５３ページかわかりませんけれども、この先ほども言いました各種業務委託料が半額になったと、要するに婚活だという話ですよね。それが２回、これは何をするのか。要するに私どもは初めてなので、よくわかるように説明していただきたいということと、４回が２回になったということは要するに少なくなったということですよね。だから、それで今までの評価はどうしているのか。要するに成婚、あるいは成功例があるのかどうか、そこら辺も含めてお願いします。

渡辺太郎議長　情報政策課長。

小池徹情報政策課長　事業の見直しに伴いまして、今、議員さんのおっしゃられました婚活事業の

開催が減っているというような関係につきまして回答させていただきたいと思います。婚活事業につきましては、圏域の広域というメリットを生かすということで年４回開催をしておりました。ところが、先ほど御説明の中でも申し上げましたとおり、その原資となる基金の運用益が令和３年の３月と６月に満期を迎えるものが２本ございまして、半分とは言いませんけれども、かなりの金額が減少する見込みとなったことから、同じような形での事業の継続は難しいということの中で見直しを行ったことによりまして、婚活事業を４回から２回ということの御提案をさせていただいているものでございます。

今までの成果ということでございますけれども、平成２３年度からこの婚活事業を行ってまいりまして、圏域を中心に御参加をいただく中でカップル、そこの中でこの方とおつき合いしてみましょうというようなカップリングを成果として捉えさせていただいてきております。今まで成果としてカップリングというのは大体４割程度、参加いただいている中から大体４割くらいのカップリングが毎回成立しているという形でございました。

始まった当初は、そのカップリングまでのところしか承知をしていなかったのですが、その後どうなったんだというところまで把握すべきという御指摘もいただきまして、現在はカップリングできた方々に御成婚になった場合には御連絡をいただきたいということで、御連絡をいただければ記念品の贈呈を、具体的には商品券なんですが、差し上げますということのお知らせをしてまいりましたところ、今年度はちょっと残念ながらなかったんですが、昨年度は何件か成婚しましたと。昨年度は４件成婚しましたという御連絡をいただいているということで、それが全てということではございませんけれども、実際に御成婚まで至っているというような成果もあったということで、これを十分と言えるのかどうかというのは難しいところもあるかもしれませんが、こういった事業を行ったことによって確実に御成婚に至るような形の成果も得られていたのではないかなと思ってはおります。

今回、回数を減らすわけではございますけれども、単に回数を減らすということだけではなくて、開催の方法でありますとか、また新たな方法の中で少子化、婚姻の向上というようなことを広域連合としてできることは何かあるかということは来年度中に検討しながら新しい事業に結びつけていくことができればなと考えておるところでございます。

渡辺太郎議長　伊藤勝議員。

７番伊藤勝議員　ありがとうございました。私は違う議会で一般質問したら、時の市長が広域でやっているからそれはいいという話だったので、それじゃあ広域は何をやっているかなと、そういうことでお聞きしましたけれども、何しろせっかくの機会でそういうチャンスを、私の要望ですけれども、４回というか、成婚するかどうかは別にして、機会が多くあればあるほどそれは結構なことなので、４回が２回になるというのはちょっと残念だなと、そういう思いがするものですから。ことしはことしでいいですけれども、次年度、令和３年度とかそういうときには発展的にもう少し上げていただくとありがたいかなと、こんな思いであります。

渡辺太郎議長　情報政策課長。

小池徹情報政策課長　御指摘のとおり、確かに４回というものが２回になると。これは収入面ということも配慮のうちに入っているわけでありますけれども、やはりそのやり方でありますとか、それから民間の方々でも活動されている方もいらっしゃいます。広域としてどんな形かで支援ができることがということも含めて、また各市町村の中で婚活事業を行っていらっしゃる、その連絡調整というのも毎年行っておりますけれども、そういったところの充実も含めまして、来年度以降、御指摘いただいたような形での成果が上がるような取り組みをしてまいりたいと思います。

渡辺太郎議長　ほかに質疑はありませんか。竹内巧議員。

４番竹内巧議員　お願いします。この特別会計自体が債権の利子及び配当金が財源になっているわけで、今のお話ですと令和３年には約２本が償還を迎えるということで、仮に借りかえたとしても利率はそれほどよくないということなので、少なからず財源はどんどん小さくなっていくだろうということですけれども、基金というのは今どのくらい蓄えられているのかというところと、あと先ほど伊藤議員が質問していた部分なんですけれども、ＬＣＶのＦＭ広報の委託料も、その婚活の費用も必要なものとして今までやってきたものなので、これはその財源があるなしにかかわらず必要であれば続けるのだろうと。事業効果を見て、効果があるのであれば続けるべきものだと思うんですが、基金がなくなったときの対応というのはどういうことを考えているんでしょうか。

渡辺太郎議長　情報政策課長。

小池徹情報政策課長　今、議員がおっしゃられましたとおり、現在国債といたしまして基金の運用をしておるところでございますが、この基金につきましては、平成１２年にふるさと市町村圏に選定された折に、６市町村の出資と県の助成によってふるさと市町村圏基金を設置した。これが原資となっております。この金額は、平成１２年度に５億円、平成１３年度に５億円、計１０億円の基金として積み立てておるわけでございます。その運用益を持っておりまして、基金そのものは１０億円でございますが、実際に資金としてはもう少しございます。

現在は利付国債の毎年配当される利子の部分、これが歳入に計上しております１，３８８万円の金額になるわけでございますが、この金額が令和３年度までは維持できますけれども、それ以降は借りかえ、借りかえといいますか満期になりますので、満期になった以降、またこういった国債という形で基金を運用するかどうかというのは、まだちょっと未定になっております。

その後ということになりますと、４本あるうちの残りの２本につきましては、これは最も長いものでは、ちょっと済みません、令和で言えなくて平成で申しわけないですが、平成４６年のものが最も最後になります。平成４５年というものもございます、残りの２本については平成４５年あるいは４６年の満期となりますので、そのときには現在の金利、経済情勢とかそういったものがどんなふうになるかというのはもう少し先のことになりますので、現在の基金の利子運用が全く今と変わるものになるときの対応というのは、もう少し状況を見ながら考えてまいりたいと、そんなふうに考えておるところでございます。

渡辺太郎議長　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長　　これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各議案の付託委員会を申し上げます。

総務消防委員会に、議案第１号、議案第４号のうち所管部分、議案第７号及び議案第８号を。

福祉環境委員会に、議案第２号、議案第３号、議案第４号のうち所管部分、議案第５号及び議案第６号をそれぞれ付託いたします。

渡辺太郎議長　　以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

渡辺太郎議長　　本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

散　　会　　午後　２時５６分

令和２年第１回諏訪広域連合議会定例会議事日程（第２号）

令和２年３月２６日（木）
午前　９時３０分　開議

○議事日程

日程第　１　一般質問
日程第　２　議案第　１号　諏訪広域連合公益的法人等への職員の派遣等に関する条例を廃止するについて
日程第　３　議案第　２号　令和元年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第２号）
日程第　４　議案第　３号　令和元年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第３号）
日程第　５　議案第　４号　令和２年度諏訪広域連合一般会計予算（案）
日程第　６　議案第　５号　令和２年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算（案）
日程第　７　議案第　６号　令和２年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算（案）
日程第　８　議案第　７号　令和２年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算（案）
日程第　９　議案第　８号　令和２年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算（案）

〜〜〜

本日の会議に付した事件

日程第　１　一般質問

		ページ			ページ
１番	小　泉　正　幸	３３	２番	金　井　敬　子	４０
３番	青　木　利　子	４６	４番	望　月　克　治	４９
５番	今　井　秀　実	５５			

日程第　２〜日程第　９
議案第１号から議案第８号まで８件一括議題
議案第１号、議案第４号のうち所管部分、議案第７号及び議案第８号　総務消防委員長報告
議案第２号、議案第３号、議案第４号のうち所管部分、議案第５号及び議案第６号　福祉環境委員長報告
議案第１号から議案第８号まで８件各質疑、討論、採決

閉　　　　　　会

〜〜〜

○出席議員（２２名）

議　席　　　　　　　　　　　　議　席

1番	宮 坂 徹	2番	青 木 利 子
3番	金 井 敬 子	4番	竹 内 巧
5番	伊 藤 正 博	6番	望 月 克 治
7番	伊 藤 勝	8番	野 沢 明 夫
9番	井 上 登	10番	高 木 智 子
11番	森 山 博 美	12番	小 泉 正 幸
13番	伊 藤 浩 平	14番	百 瀬 嘉 徳
15番	芳 澤 清 人	16番	藤 森 博 文
17番	吉 田 浩	18番	渡 辺 太 郎
19番	今 井 秀 実	20番	早 出 一 真
21番	織 田 昭 雄	22番	矢 島 尚

○欠席議員（なし）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	金 子 ゆかり	副広域連合長	今 井 竜 五
副広域連合長	今 井 敦	副広域連合長	青 木 悟
副広域連合長	名 取 重 治	副広域連合長	五 味 武 雄
監査委員	樋 口 繁 次	事務局長	前 田 孝 之
会計管理者	藤 森 一 彦	企画総務課長	林 直 典
情報政策課長	小 池 徹	介護保険課長	依 田 利 文
八ヶ岳寮寮長	牛 尼 淳 夫	消防長	宮 坂 浩 一
消防次長兼総務課長	平 林 裕 章	岡谷市広域担当課長	木 下 稔
諏訪市広域担当課長	寺 島 和 雄	茅野市広域担当課長	小 平 雅 文
下諏訪町広域担当課長	伊 藤 俊 幸	富士見町広域担当課長	伊 藤 一 成
原村広域担当課長	伊 藤 弘 文		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

書記長	前 澤 由美子	企画総務課総務係長	森 井 潤
書記	今 井 稜		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

令和２年３月２６日（木）

第１回諏訪広域連合議会定例会

会　　議　　録　（２－２）

開議　午前　９時３０分
閉会　午後　０時１６分
（傍聴者　　なし）

開　　議　　午前　９時３０分

渡辺太郎議長　　おはようございます。これより、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち報告をいたします。ただいまの出席議員数は２２人であります。

○日程第　１

一般質問

渡辺太郎議長　　日程第１　これより一般質問を行います。

順次質問を許します。小泉正幸議員。

１２番小泉正幸議員　　おはようございます。トップバッターとして、通告に従い質問させていただきます。質問内容は、諏訪広域連合における事業展開について。（１）令和２年度執行予定の重点事業について、（２）令和元年度執行の新規事業の執行状況について。大きい２で２項目め、諏訪広域連合における広報活動について。具体的には、広域連合にかかる情報の周知方法についてをお伺いいたします。

まずは令和２年度執行予定の事業について、昨日、金子連合長より全般の御説明をいただきましたが、特に重点事業についてお答えください。

以下の質問については自席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

渡辺太郎議長　　連合長。

金子ゆかり広域連合長　　おはようございます。小泉正幸議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、私から令和２年度予算編成に当たっての基本的な考え方を御説明いたします。各市町村におきましては、超少子高齢化、人口減少社会を迎え地方創生に尽くしている中、ことしの年当初までは景気回復基調や求人倍率も高水準を示してはいるものの、税の大幅な伸びが期待できない中、依然社会保障分野を中心として伸び続ける義務的経費などにより、予算編成は厳しい環境にありました。これに加え、世界的に猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症の社会に及ぼすさまざまな影響が懸念されるところであります。

こうした背景の中、当広域連合におきましても関係市町村の負担金などによって賄われていることに鑑み、経常経費ゼロシーリングはもとより、事業精査、見積もり精査の徹底に心がけ、広域行政の推進と圏域住民のニーズに対応した事業展開を図るべく、圏域住民の安全・安心な暮らしに資することを目的として予算編成をいたしました。

広域連合全体の令和２年度予算案は、総額２３９億７，４１０万７，０００円で、前年度比４．４％の増、金額では１０億２３万６，０００円増で、構成比では介護保険特別会計が全体の８６．１％を占め、次いで広域消防特別会計が１０．７％、この両特別会計で全体の９６．８％を占めています。伸びの大きな要因ですが、介護保険特別会計が前年度比３．３％増、額では６億４，６３３万１，０００円の増となる２０４億３，５３７万６，０００円の予算総額となり、介護保険特別会計の歳出総額の約９３％を占める保険給付費において３．３％、６億４７９万３，０００円の増となりました。増額の内容といたしましては、高齢者人口の増に伴う給付費推計により保険給付費が増となったことが大きな要因となっています。

広域消防特別会計は、前年度比１２．９％の増、額にして３億１，５６７万６，０００円の大幅増となり、運用から５年を経過した消防無線通信指令システムの部分更改に約２億７，０００万円を計上したことによる増が大きな要因となっております。概要を申し上げました。

渡辺太郎議長　　小泉正幸議員。

１２番小泉正幸議員　　数値、しっかりとした数字を出していただきましてありがとうございました。つきましては、令和２年度執行予定の具体的な重点事業等についてお伺いします。

渡辺太郎議長　　事務局長。

前田孝之事務局長　　それでは、総括的な内容ですので私のほうからお答えをさせていただきます。広域連合は五つの会計がございますが、消防会計以外は私のほうから答弁をさせていただきます。

一般会計の重点事業でございますけれども、諏訪地区小児夜間急病センター運営事業がございます。この圏域内におきまして、安心して子育てができる夜間の小児救急に対する利用体制を確保するため、圏域内の３医師会、信州大学等さまざまな関係機関と連携をとり図りながら、急病センターの運営医師会に指定管理者として委任をしておるところでございます。こちらはやはり圏域の安全・安心に非常に寄与している重要な事業であると認識しておるところでございます。

また、広域連合の広報活動としては「広報すわこういき」を年４回発行しておりまして、ホームページを含め、住民にわかりやすい情報の発信を行っているところでございます。

続きまして、救護施設八ヶ岳寮の特別会計でございますけれども、やはり入所者の環境整備というのが一応重要になってございまして、夏場の温度上昇に伴う健康状態に配慮するために体力低下のある方の居室へのエアコンの設置、また、入所者の高齢化等が進んでおりますので、身体機能の低下する利用者に配慮いたしまして、居室の洋室化、これを計画的に進めているところでございます。

また、令和２年度は八ヶ岳寮が開設５０周年を迎えるということで、記念誌の発行、記念樹の植樹、また八ヶ岳寮祭とあわせまして式典を行っていく予定となってございますのでよろしくお願い

いたします。

次に介護保険特別会計でございますが、次年度、令和２年度は令和３年から令和５年までの３カ年を計画期間といたします第８期の介護保険計画の策定を行っていく年度となります。昨今懸念されております介護人材不足の解消に向けて介護従事者定着事業を推進して、イメージアップを図りまして介護人材の確保、定着に向けた取り組みを進めてまいりたいと思っております。

最後になりますが、ふるさと振興基金事業につきましては、運用益が大幅に減少することを見込みまして見直しを行っており、また婚活事業につきましては、これまでの検証を行う中でスケールメリットを生かした特色あるイベントを構成市町村と連携するなどして開催をしてまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

渡辺太郎議長　　引き続き、消防長。

宮坂浩一消防長　　諏訪広域消防特別会計の重点事業につきまして、３点御説明申し上げます。

一つ目といたしましては、消防指令システム維持管理及び消防指令システム等部分更新業務についてでございます。バッテリーなどの消耗品の交換、修理等の保守管理のほか、開始から５年が経過したということで、耐用年数の危険域に達しますコンピューター機材を中心に機器の部分更新を行い、各種災害に対応するべく必要な措置を講じてまいります。

二つ目といたしまして、救急救助業務の高度化及び救助資機材の充実事業についてでございます。指導的立場となる救急救命士を養成するとともに、諏訪地域メディカルコントロール協議会との連携を深め、救急業務全般の資質の向上を目指してまいります。

また近年、出動事案が増加しております山間地救助におきます知識・技能の習得及び諏訪湖を初めとする管内の河川におきます水難事故に対し、安全かつ迅速に救助活動が行えますよう研修を行うとともに、山岳救助事案に対応する資機材を計画的に整備することとしております。

三つ目といたしましては、各種災害に備えました出動態勢構築事業についてでございますが、大規模かつ複雑化する災害に対しまして、より実践的な訓練を実施し、職員の能力及び対応力の向上を図ってまいります。また高規格救急車の更新を進めるとともに現有の資機材を最大限に活用し、大規模な救急救助活動にも適切に対応するため、指揮隊、特別救助隊を中心に各署の部隊がさらに連携した活動ができるよう、訓練を継続して実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

渡辺太郎議長　　小泉正幸議員。

１２番小泉正幸議員　　ありがとうございました。まず１点、諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計についてお伺いします。利子が少なくなるということで非常に厳しい状況にあるかと思いますが、基金がもとの基金だけでも合計１０億円あるということで、基金の取り崩しという選択肢は考えられませんでしょうか。

渡辺太郎議長　　情報政策課長。

小池徹情報政策課長　　今いただきました基金の取り崩しについてでございます。この基金につきましては、ふるさと振興基金条例に基づきまして設置しておりますが、この条例の中で第６条でござ

いますが、「基金は、諏訪地域の市町村からの出資総額及び県からの助成金との合計額に相当する額は、これを処分することができない。」ということで、基本的に取り崩し、基金として積み立てたもとの１０億円ですね、これは条例の規定の中で取り崩しを想定していないという規定になっておりますので、現状では処分、取り崩しということはできない。

ただ、諏訪地域６市町村全域に基づくような大きな事業があるという場合につきましては、議会と御相談して条例改正という手続の中では可能になりますが、現状の中ではできないということでございます。

渡辺太郎議長　小泉正幸議員。

１２番小泉正幸議員　わかりました。次に、消防の関係で一、二お伺いしたいのですが、現在、救急車、消防車の総数及び平均耐用年数はどのくらいでしょうか。

渡辺太郎議長　消防長。

宮坂浩一消防長　救急車、消防車の台数でございますが、救急車が現在１３台でございます。うち１台が予備車として取り扱っております。また消防車でございますが、水を積んだタンク車という車と、あと水を積んでいないのですが、消火栓、水槽に部署するポンプ車というものがございますが、これを合わせますと１３台、はしご車が１台、救助工作車が３台でございます。

耐用年数ということでございますが、消防といたしましては、何年で更新ということではございませんで、ポイント制で車の更新を図っております。ポイント制というのは、購入してからの年数を１年ごと１ポイント、それと走行距離１万キロについて１ポイントとして、車にもよるんですが、救急車の場合などは３０ポイントで更新していきたいと。例えば、２０年たって走行距離が１０万キロの場合は３０ポイントになりますので、そうした場合には更新をしていく。そんな計画で進めているところでございます。

渡辺太郎議長　小泉正幸議員。

１２番小泉正幸議員　ありがとうございました。目の子で言うと約４０台弱あるということで、ざっくり言うと２０年だと。かなり小泉的ないいかげんな計算ですけれども、そうすると４０台を２０年で割ると、年間２台更新をしないといけないということなんですけれども、それにつきまして、更新の長期計画とか、それからあと財政措置とかそこら辺についてお伺いいたします。

渡辺太郎議長　消防長。

宮坂浩一消防長　更新計画でございますが、単年度に台数がたくさんにならないように、購入年数がわかっておりますので、購入年数から経過年数が出てまいります。そこの中であとは走行距離等も足す中で、単年度に台数が３台、４台とならないように、平均できるように長期的な計画を立てているものでございます。

また財政措置でございますが、国の緊急消防援助隊の指定車両がございます。これは大きな災害が発生した場合に、近県を初め全国まで応援に出動する車両でございますが、その車両に関しましては国庫補助がございます。またその指定をされていない車両につきましては補助がございませんので、来年度予算でもお願いいたしました救急車の場合も起債を活用して財政措置と。財源を確保

していると、そんな状況でございます。

渡辺太郎議長　　小泉正幸議員。

１２番小泉正幸議員　　ありがとうございました。市民、住民の安全にかかわることなので、ぜひとも長期的によろしくお願いいたします。

次は、令和元年度の主な新規事業の執行状況についてお伺いします。

渡辺太郎議長　　事務局長。

前田孝之事務局長　　それではお答えいたします。一般会計の新規事業といたしましては、公共施設等総合管理計画に基づきます個別施設計画策定のため、建築士による現地確認を実施する事業を今年度行ってきております。

当連合が所管する１０施設ございますけれども、こちらは消防施設が６署２分署、また杖突峠に基地局もありまして、それと八ヶ岳寮ということで計１０カ所ございますけれども、こちらのうちの８施設につきまして現地確認をしてございます。

こちらの状況でございますけれども、やっていないところは下諏訪消防署と諏訪広域消防本部、岡谷消防署、こちらは一番最新で建てられた施設になるんですが、こちらを除く８カ所の現地調査は終わってございます。残り２カ所につきましては、令和２年度に追加調査という形でございます。調査の状況ですけれども、広域連合職員また消防署職員の立ち会いのもと、建築士によりまして屋根、外壁等の躯体の状況確認等を行ってございます。

今後の修繕アドバイス等もいただいておる中で、修繕を必要とする箇所、施設には当然個体差がございますので、その辺の状況を見ながら早急に必要な修繕のところ等も確認がされているところがございますので、また今後の修繕計画等を策定していくための資料とさせていただきたいと思ってございます。

また、介護保険特別会計でございますけれども、こちらにつきましては、介護人材の定着確保を図る目的といたしましてアンケートを行ってございます。こちらは平成３０年度では圏域内の４５０事業所を対象として実施しました介護人材にかかわる事業者アンケート、こちらを実施しております。今年度につきましては介護従事者のアンケートも行っておりまして、４，７２７人のうち４６．８％に当たります２，２１１人から回答を得たところでありまして、この二つのアンケートをもとに令和２年度の予算編成の参考としたところでございます。

また、年４回広報を発行しております、「広報すわこういき」に「介護のお仕事のホント！」という記事を掲載いたしまして、実際に介護現場で働く皆さんの生の声を載せるという取り組みを行ってきてございます。それを含めまして、介護職のイメージアップを図る事業を進めているところでございます。

ふるさと振興基金の事業でございますが、本年度は防災対策事業ということで臨時災害放送局の情報伝達訓練を各市町村、ＬＣＶ、また信越総合通信局の協力を得て実施をしたところでございます。

議員も諏訪市役所のロビーでお聞きになっていただいたと思いますけれども、こちらの諏訪市役

所のロビーに仮設スタジオを設置いたしまして、臨時災害放送局を開設して、ＬＣＶ－ＦＭのラジオを通じて情報を伝達する訓練を行ったところでございます。

各会計におきましても、予算の執行には細心の注意を払いまして適正に管理し、執行がされているという状況でございます。

渡辺太郎議長　引き続き、消防長。

宮坂浩一消防長　続きまして、消防の主な新規事業の執行状況について御説明いたします。Ｎｅｔ－１１９、緊急通報システム整備事業といたしまして、会話に不自由な聴覚、言語障がいの方がスマートフォン等を利用しまして、音声によらない緊急通報を行うことができるシステムを導入いたしました。このシステムは運用開始が１０月１日からとなっております。現在は運用が開始されました。

また特殊災害、放射能災害また毒物、劇物等に対応する資機材を新たに整備いたしました。このことに伴いまして、有事に備えました高度な訓練を開始しているところでございます。

広域消防特別会計予算の執行におきましても、細心の注意を払い適正に管理をし執行がされている状況でございます。以上です。

渡辺太郎議長　小泉正幸議員。

１２番小泉正幸議員　ふるさと振興基金事業特別会計の防災対策事業として実施した臨時災害放送局情報伝達訓練、ちょっと長いですが、詳しく御説明ください。

渡辺太郎議長　情報政策課長。

小池徹情報政策課長　この訓練は平成２５年８月に臨時災害放送局開設及び運営に関する協定をＬＣＶ株式会社と締結して以来３回目の訓練となります。各回ともさまざまな災害の状況を想定して実施しておりまして、今回は大規模災害が発生しＬＣＶ本社が被災した想定として、初めて仮設スタジオを設置して訓練を行ったものでございます。

１月１７日の訓練当日の午後１時３０分から午後２時３０分までの１時間、ＬＣＶ－ＦＭの放送枠の中で、発生から３時間、２４時間、７２時間の時間経過に合わせた被災想定情報を発信し、臨時災害放送局からどのような情報が発信されるのかを圏域住民の皆様にお聞き取りいただく試験として行ったものでございます。

あわせて、市町村防災担当課から人的被害、住家屋被害などの想定内容や避難所開設、道路通行どめ等の情報をシステムに入力していただき、これをＬＣＶ－ＦＭで情報共有し情報を発信する訓練を行ったものでございます。

渡辺太郎議長　小泉正幸議員。

１２番小泉正幸議員　ありがとうございました。実は先ほど御紹介いただいたように終始見学させていただきましてありがとうございました。それで実際にやっぱりそういう、あのときは諏訪市役所の１階のロビーで機材を全部用意してやったということで、非常に訓練というのは有効なことなので、今後もまた機会を得てやっていただければと思います。

それで問題なのは今ちょっとお話もありましたけれども、被災時においては地元の生の情報が重

要でとてもよい手法と考えられます。それに関して、被災時、確度の高いリアルタイムの情報の収集の手段及びもう１点。もう一つ重要なのは今回のＬＣＶ－ＦＭの臨時災害放送というものがあるということについて、住民に対してどういうような形で今後周知をなお徹底していくのか。その２点をお伺いします。

渡辺太郎議長　　情報政策課長。

小池徹情報政策課長　　実際に災害が起こった場合の情報収集等の主体は、それぞれの市町村で災害対策本部が設置され、そこが主体となって情報収集等を行っていくことになろうかと思います。したがいまして、広域連合としましてはこういった市町村と連携をしながら、そのときに臨時災害放送局、そのような話が必要という場合につきましては、市町村の防災対策本部との連携を密にしながら情報発信を考えていくことになろうかと思います。

その臨時災害放送局でございますが、常にあるというものではございませんで、今回こういった訓練を行うに当たりまして、国の当局の御理解をいただきながらＬＣＶ－ＦＭの放送枠を買い取るというような形で設置をしておりますので、あくまでも今回のものは訓練でございます。実際に災害が発生した場合につきましては、市町村からの要請に基づきまして臨時災害放送局が設置されるということは、許可が得られれば設置をするということになりますので、常に住民周知をしてこういうものがありますと、常設されているものではございませんので、そういった周知はなかなかちょっと難しいものではございますが、今回の訓練につきましては「広報すわこういき」のほうに記事を載せまして周知を図ってまいりました。

また当日は、諏訪市役所においでいただく方にティッシュをお配りしまして、こういった形での、いざ臨時災害放送局が設置された場合につきましてはこんなことができますと、今回はこういうことをやっていますという周知を図ったということでございます。また、ホームページ等をこれから整備してまいりますので、その中で住民の皆様にしっかりお伝えできるような方法というものを検討してまいりたいと、そのように考えております。

渡辺太郎議長　　小泉正幸議員。

１２番小泉正幸議員　　どうもありがとうございました。どちらにしても非常にいいシステムなので、あるということが住民の皆さんの頭の片隅に残るような手法を、また別の手をかえ品をかえやっていただければ。せっかくのいいツールが生かせないと意味ないですから、そういう形をなおいろいろ考えていただければと思います。

それから、あと今回もちょっと議題には出ているんですけれども、広域連合にかかわる情報について、どのような方法でより周知をしていくかということについて、今後に向けた新たな方法はどんなことを検討しているかお伺いします。

渡辺太郎議長　　事務局長。

前田孝之事務局長　　広域連合の情報の周知ということでございますけれども、通常どおりやっているところでございますけれども、やはり年４回の広報、「広報すわこういき」に予算や決算や消防、介護保険、八ヶ岳寮の活動内容をしっかり書いていくこと、それで周知をしていくというのがまず

基本原則でございます。

ホームページもここでやっておるところでございますけれども、これも住民に向けて情報の周知をホームページ等でやっているという状況でございます。またＬＣＶ－ＦＭを利用いたしまして、地域の情報、行政情報を発信する取り組みを行ってきているところでございます。

新たな取り組みということでございますけれども、令和２年度にはこの「広報すわこういき」の内容を拡充するということを取り組んでいきたいと思っております。これにはやはり介護人材の確保定着に焦点を当てた記事をこれよりページ数をふやして掲載していくというのが大きな目的でございまして、この介護関係の情報を多く盛り込むということで「広報すわこういき」を充実していくということが新たな取り組みとしてございます。

また広域議会の情報の内容につきましても、「広報すわこういき」に公開をしているところでございますけれども、広域議員を初めといたしました各市町村の議会事務局及び担当部局に配付している会議録、これは紙ベース、冊子でお配りをしておるところでございますけれども、こちら会議録データをホームページに載せることはできないかということで、今までホームページで公開していなかったものですから、そのような要望をいただきましたものですから、事務局として検討を重ねまして、議会運営委員会にも報告をさせていただき御了解を得たところでございますので、今月からホームページに広域議会の会議録データを公開しておるというところでございます。

今後につきましては、引き続き「広報すわこういき」の内容の充実を図る、それは原則としてやっていくということでございますけれども、昨日も出ておりましたけれども、令和３年度にイントラネットの公開にあわせてホームページの拡充を図っていく予定でございますので、こちらホームページの充実を図るということを目標に、新たに情報発信のツールとして大きく活用できることを考えていきたいと思っております。

またＬＣＶ－ＦＭでせっかく広域情報を流していただいておりますので、このＬＣＶ－ＦＭからより多くの情報を圏域住民の皆さんに発信できることが身近に届きますように対応して考えていきたいと思っております。以上です。

渡辺太郎議長　　小泉正幸議員。

１２番小泉正幸議員　　ありがとうございました。それでちょっと違う次元でお願いしたいんですが、６市町村の首長が来ておりますので、広域にかかわる情報も各市町村の広報紙にも、都度ではなくても結構ですけれども、特記事項があれば載せていただくことをしていただければなおよろしいかと思います。以上で、小泉はこれで終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

渡辺太郎議長　　次に、金井敬子議員の質問を許します。金井敬子議員。

３番金井敬子議員　　質問番号２番、議席番号３番、金井敬子です。介護保険事業について、通告に沿って順次質問します。よろしくお願いいたします。

最初にお聞きするのは、特養待機者数についてです。昨年１０月の当議会において、直近の数値として平成３０年度末の待機者数が６８４人であり、その１年前より１２１人増加していることをお聞きしています。その後の数値はどう推移しているのでしょうか。

そして、前回の質問でおととし１０月に特別養護老人ホームの入所申込窓口が各自治体から入所を希望する施設への直接申し込みに変わったことに伴う入所の公平性についてお聞きした経過があります。入所ガイドラインの運用により、公平性は担保されているとのお答えでしたが、同時に移行後の状況を把握していくともお答えいただきました。状況把握の上、公平性は保たれていると判断されているのでしょうか。あわせてお聞かせください。

以上、第１回目の質問といたします。後は自席で質問させていただきます。

渡辺太郎議長　　連合長。

金子ゆかり広域連合長　　金井議員の御質問にお答えいたします。特別養護老人ホームに入所を希望され、各施設の入所待機者名簿に掲載されている方は、令和元年９月末時点で諏訪広域内の特別養護老人ホーム２０施設の合計で６０５人と把握しております。この６０５人は、各施設の入所待機者名簿を名寄せし把握しておりますので実人員となります。

諏訪広域連合では、入所待機者を把握するため毎年３月末、９月末の２回、各施設から入所待機者名簿を御提出いただき把握をしております。入所待機者の推移につきましては、９月末時点での３年間では、平成２９年９月末は４３６人、平成３０年９月末では５６３人、令和元年９月末では６０５人と増加をしておりますが、昨年度から今年度にかけての増加率は７％と、例年にない低い増加率となっております。

令和元年９月末の入所待機者６０５人の主な生活の場所といたしましては、２１％に当たる１２９人の方が在宅生活をされており、３９％に当たる２３５人の方が介護老人保健施設を利用され、１４％に当たる８６人の方は医療機関への入院となっております。残る２７％の方は認知症グループホームや有料老人ホームでの生活をされている状況です。１２９人の在宅で生活をされている方の介護度別では、要介護３が６０人、４７％、要介護４が４７人、３６％、要介護５が２０人、１６％の状況です。残り１％は要介護２の方が２人希望をされております。

次に、平成３０年１０月より入所申込先が市町村から施設に変わりましたが、各施設では入所ガイドラインに沿って運用をされており、入所申込者からも苦情等はお聞きしていない状況です。また令和元年１０月に特養事務の連絡会を行いましたが、各施設からも特に問題はないとお聞きしておりますので、適正に入所事務が行われているものと考えております。以上でございます。

渡辺太郎議長　　金井敬子議員。

３番金井敬子議員　　昨年１０月にお聞きしている待機者数６８４人からすると、８０人近くが減ったという理解でよろしいのでしょうか。

渡辺太郎議長　　介護保険課長。

依田利文介護保険課長　　お答えいたします。先ほど連合長からの答弁のとおり、入所者の把握につきましては、２０施設から出されております名簿によって追跡をしているものでございます。３月末の６８４人につきましてと今回の６０５人の中の差でございますが、出された名簿を精査した中での数値ということでございますので、３月末の名簿の中で若干数カ所申し込みされている方で入所されていた方が、入所したところは落とされたけれども、ほかに申し込みをされているところが

落としていないとかいう状況がちょっと見られたところもございました。ただ、集計方法は変わりございませんし、今回６０５人につきましては、希望者６００人が入所していないかどうかを担当のほうで全部確認をしている数字でございますので、若干減ってしまいましたけれども、正確な数字ということで考えているところでございます。

渡辺太郎議長　　金井敬子議員。

３番金井敬子議員　　先ほど連合長から、年度別の待機者数を教えていただいたわけですが、例年にない伸び率が低下はしているものの、しかしまだ６００人を超える方が特養の入所を待たれているという状況は変わらないわけですから、これの受け皿となる施設の整備は早急に求められているところだと思います。

そこで、まず施設整備の進捗状況についてお聞きしたいと思います。第７期介護保険事業計画に沿った特養を初めとする施設整備の進捗状況については以前もお聞きしております。特養の整備予定７９床のうち、既存の施設のショートステイ、ショートベッドからの５０床の転換は確保できるものの、地域密着型特養として整備を予定する２９床分については、手挙げいただける事業者がいないというのが前回までの状況だったと理解しておりますが、その後はいかがでしょうか。お聞きしたいと思います。

そして現在、諏訪広域連合のホームページに公開されている情報を見ますと、特養を整備運営する事業者の公募が行われております。公募は１月６日から実施されていますが、施設形態は広域型、地域密着型は問わないとされています。そして整備年度は令和３年、第８期介護保険事業計画を初年度とし、整備地区は岡谷市を基本としますが、応募がない場合は整備地区を段階的に拡大し湖周、続いて広域全体の順に公募をするという情報が公開されております。

申請受付は公募開始の１月から２月末までは岡谷市に限定、３月から４月末までは湖周、５月以降は広域全体へという公募のスケジュールも公開されております。これに沿って見ますと、既に整備地区を岡谷市に限定する更新受付の締め切り日は過ぎているわけですが、この公募に対する手挙げはあったのでしょうか。大変気になるところでありますので、本日までの状況をお聞かせください。

渡辺太郎議長　　介護保険課長。

依田利文介護保険課長　　お答えいたします。第７期事業計画での施設整備につきましては、特養の７９床につきましては、今御質問がございましたとおり５０床の転換は見込みが立ちましたが、２９床分、地域密着型特養の公募につきましては、昨年度末で募集は特になかったという状況でございました。

そのため、介護保険委員会に状況確認をお諮りしたところ、施設整備は見通しを立てるべきということがございまして、第８期事業計画の前倒しといたしまして改めて公募要件を見直し公募をしていくということで、今御質問のございましたホームページ上の内容としているものでございます。以前は地域密着型２９床までの応募でございましたが、定員３０名を超える広域型と呼ばれる大規模な施設もオーケーです、それから施設の中の個室ユニットに限らず多床部屋でもオーケーですと

いう形で募集をしているところでございます。

御質問のございました今現在の状況でございますが、１月から行いまして、２月が岡谷市、それから今現在は湖周に対しての応募となっておりますが、幾つか問い合わせはいただいているのが現実でございます。ただ、応募にまで至っていないという現状でございまして、引き続き公募のほうは行っていく状況でございますので、推移は見ていきたいと思っているところでございます。

渡辺太郎議長　　金井敬子議員。

３番金井敬子議員　　そうしますと、もう第８期の施設整備の前倒しとの公募でありますから、第７期中、令和２年度中の２９床分の整備は諦めざるを得ないという理解でよろしいでしょうか。

渡辺太郎議長　　介護保険課長。

依田利文介護保険課長　　そのとおりでございます。

渡辺太郎議長　　金井敬子議員。

３番金井敬子議員　　ぜひこの現在公募しているものに手を挙げていただく事業者さんが出ることに期待をするわけでもありますし、これから第７期の事業計画の中で整備を予定していて、未達のこの２９床分、前倒しでの公募をということでは理解をするわけですが、第８期にこの２９床分を上乗せする形でぜひ計画を立てていっていただきたいなと思うところでございます。

それでは次に、次期介護保険事業計画策定に向けたスケジュールや基本的な考え方についてお聞きをしておきたいと思います。まず１点目、来年度がその開始年度となる第８期介護保険事業計画ですが、その策定に向けての手法は、これまでと同様の手法をとられるのでしょうか。高齢者等実態調査、介護支援専門員アンケート調査、サービス提供事業者アンケート調査を基礎データとして用いる予定なのかお伺いしたいと思います。

次に２点目。同様の調査を行うにしても、この間経済状況の悪化が継続していること、また高齢化率がさらに高くなっていること、介護職員の人材確保も含めた介護事業所の経営の困難さが増大していることなど、情勢はかなり変化をしているかと思います。各種調査に新たな質問項目を設けるなど、その調査内容についてはどう検討されているのか伺います。

３点目。客観的な第７期計画の評価のための手法は検討されているのでしょうか。

４点目。もし新しい手法が考えられているならば、それも含めてでありますが、策定のための具体的内容、スケジュールの予定をお聞かせください。以上４点をお願いいたします。

渡辺太郎議長　　介護保険課長。

依田利文介護保険課長　　お答えいたします。第８期事業計画策定におきましては、来年度、令和２年度が策定年度ということになります。計画策定に当たりましては、諏訪広域連合介護保険委員会設置要綱に規定しております、事業計画の策定に関する意見をまとめる機関としての介護保険委員会におきまして議論を重ねていただくことになるわけでございます。御質問にございました策定に向けての手法につきましては、これまでと同様に高齢者の方々や介護サービスにかかわる方々の御意見を広くお聞きしながら、介護保険委員会で御議論いただくということになるわけでございます。

既に高齢者実態調査といたしまして、令和元年１１月から１２月にかけ、在宅で生活されている

要支援、要介護認定を受けられている方８，０００人、それから要介護認定を受けられていない６５歳以上の方を無作為抽出での１，０００人を対象に調査を実施しているものでございます。

この調査は国や県から指定された設問に加え、諏訪広域独自の設問を加えたいずれも７０問からなる調査となりますが、要支援・要介護認定者で６６％、認定を受けていない方が７３％の回収率となり、現在集計作業をしているものでございます。介護サービスにかかわる方々といたしましては、ケアマネージャーや介護サービス提供事業者へのアンケート調査につきましては、これまでも実施しておりますものでございますが、来年度は年度早々に実施をし、計画の策定過程の中で生かしていきたいと考えているものでございます。

調査内容につきましては、介護保険委員会での御議論を経た上での調査項目の設定をしているものでございますので、広く皆さんからの御意見の中で、ただ限られたスペース、多ければいいというものではないかと思いますが、介護保険委員会の御議論を経た上での調査項目の設定という状況でございます。

それから、第７期事業計画での総括的な検証等につきましては、第８期事業計画を策定していく中での介護保険委員会において総括的な御議論をいただくものと考えているところでございます。いずれにいたしましても、新しい手法というものではございませんが、介護保険委員会の皆さんと御議論を十分尽くしながら、介護保険事業計画の策定を行っていきたいと考えているところでございます。

渡辺太郎議長　　金井敬子議員。

３番金井敬子議員　　主な議論は介護保険委員会でということでありますが、第７期事業計画策定に当たっては、この介護保険委員会は６回開催されたかと思いますけれども、回数的には第８期に向けてもこれと同様の開催をお考えということでよろしいでしょうか。

渡辺太郎議長　　介護保険課長。

依田利文介護保険課長　　委員会の開催につきましては例年３回程度だったのですが、事業策定年度である来年度につきましては、前回ベース、６回をベースとして考えていきたいと思っております。

渡辺太郎議長　　金井敬子議員。

３番金井敬子議員　　ケアマネージャーに対するアンケート調査や事業者に対するアンケートがこれまでよりも早い時期に実施していただけるようでありますので、それらの結果も十分にもんでいただいた上で新しい第８期の事業計画の策定に反映させていただきたいなと思うところであります。

それでは最後になりますけれども、介護保険料についてお聞きをしたいと思います。軽減策をとっていただいていること、そしてこの保険料の軽減を受けている被保険者の数がおよそ２５％ときのうの段階でもお聞きしているところではありますし、保険料の上昇を抑えるために介護給付費準備基金を取り崩した上で第７期開始時に対応いただいたことは十分承知しておるところです。

しかし、現行でも介護保険料は被保険者にとってはやはり大きな負担なんです。これ以上の負担増には耐えられない状況があります。来期も基金の取り崩しなどにより、保険料引き上げを何としても避けていただきたいと思うところです。その立場から、広域連合としてのお考えをお聞きした

いところであります。

そして、きのうの議案審査の中で令和元年度末の基金見込み額が約１２億円くらいとのことでありましたけれども、１年後、第７期末で見込まれる介護給付費準備基金残高は幾らぐらいになると見込まれているのでしょうか。あわせてお聞きします。

渡辺太郎議長　介護保険課長。

依田利文介護保険課長　次期介護保険料につきましては、介護サービス事業計画を策定する中でのサービス量であるとか、サービスを利用する方々のされる量だとかによってその額が大分変わってくるものでございます。また被保険者数によっても大分金額は変動するものと考えているところでございますが、第８期の金額設定につきましては、介護保険委員会での十分な御議論を踏まえ検討していくことは当たり前のことかなと思っているところでございますが、介護保険準備基金につきましてはその原資が第１号被保険者の皆さんの保険料でございますので、今期同様、次期保険料設定の充当財源としての活用は大前提ということで考えているものでございます。

ただ、介護保険料がどの程度になっていくかというものにつきましては、先ほど申し上げましたサービス量だとか使用される量、ものによって大分変動があるかなというところでございますので、それを踏まえた上ですが、基金投入は前提というものとして考えているものでございます。

また令和２年度末での基金の残高でございますが、昨日お話ししたように令和元年度、今年度末につきましては２億円の積み立て、２億円の投入でございますので、１２億円の基金残高になる予定でございます。

令和２年度に３億円を予算上操り出しをする関係がございますので、９億円が残るわけでございますが、令和２年中にどの程度また積めるのかということで大分変わってくるかなとは思っておりますが、９億円が一つのベースとしての、そこにどれだけ積み上げるかという形になるかと思いますが、９億円が一つのベースプラスアルファという形で基金投入ができる原資が埋まるかなと思っているところでございます。以上です。

渡辺太郎議長　金井敬子議員。

３番金井敬子議員　そうしますと、１年後の基金の残高を確定できるわけではありませんので、ここでどうかという答えを求めるのはいかがなものかとも思うわけでありますけれども、第６期の末における基金残高が１０億５，２００万円あったものを、保険料の上昇を抑えるために７億３，５００万円を取り崩していただいた経過があります。

１年後の基金残高、今のところの見込みであれば９億円ベースという答えでありました。この９億円を切ることがなければいいなと思いますし、むしろ予想を超えてふえていて、できれば第７期開始時を上回る基金の取り崩しを大いに期待したいところではありますが、このことについての見解をもう一度お聞かせいただきたいと思います。

渡辺太郎議長　介護保険課長。

依田利文介護保険課長　基金投入による保険料の軽減につきましては、これから策定委員会をしていく中で御議論いただく内容かと思いますので、具体的な額の取り崩し等につきましては、ここで

申し上げる状況ではないかなと思っているところではございますが、基金投入はしていくということは一つの前提かなと思っております。今期の７億３，５００万円の投入というもののベースになるかどうかはまた御議論の中で進めていきたいと考えているものでございます。

渡辺太郎議長　　金井敬子議員。

３番金井敬子議員　　今後の１年をかけての事業計画策定になるわけでありますので、私どももその経過や議論の内容を注視してまいりたいと思うところですが、議会に対してもさまざま行われる、高齢者実態調査は既に実施済みで今分析中とのことでありましたが、そのほかの調査も含めて情報提供をお願いしたいところでもあります。

そして、介護保険も含めた社会保障全般にかかわって現在進めている政府の削減の方向が、住民に対する負担増や必要なサービスを我慢せざるを得ないような状況に結びついてしまうことこそが最も心配されることであります。今後の社会保障削減の政府の考え方等については、これから後の今井議員の一般質問でも触れられるかと思うところではありますけれども、制度あって介護なしの介護保険にならないこと。現在サービスを利用されている被保険者、そして家族の皆さんにとっては本当に救いとなって頼れるサービスとなっています。第８期事業計画におきましても、このサービスの提供が少しでも削られることのないよう、なお充実していただけることを望むわけですし、何としても住民目線に立っての第８期の事業計画の策定に向けていただきたいこと。加えて、国に対しても地域の実態をしっかりと訴えて制度の改悪に結びつかないようしっかりと意見も上げていただきたいことを強く求めて、私の質問を終わります。

渡辺太郎議長　　次に、青木利子議員の質問を許します。青木利子議員。

２番青木利子議員　　議席番号２番、質問番号３番の青木利子です。通告に従って質問させていただきます。諏訪広域連合消防本部体制についてお聞きします。先日、消防本部、６消防署、２分署へそれぞれお伺いし、８項目にわたりお聞きしてまいりました。それぞれの部署で署長の皆さんから丁寧に対応していただき大変感謝しております。また、消防署の建物、敷地なども拝見させていただき、地域性を生かした環境だと感じました。ちょうど職員の皆さんが日常の訓練をされている部署もあって、きびきびした行動に見入ってしまいました。

諏訪広域連合消防は発足して５年が経過しました。この発足時、規約どおりに平成２７年４月、消防本部、６消防署、２分署のまま新体制がスタートして５年が経過しました。３年後あるいは５年後の体制の見直しの検討時期に来ていると思われます。発足時にさまざまな検討がなされ、合意がなされて今日まで継続されてきました。５年経過した中から、今新たな体制の構築に向けどのような検討がなされているのか質問させていただきます。

それでは質問させていただきます。広域連合消防が一元化され、５年が経過した体制の見直しの検討内容について。平成２７年４月に消防体制一元化となり、間もなく５年が経過いたします。一元化前に５年が経過したら見直しを検討するとの御回答がございました。現在も当初のままであり、６消防署、２分署の体制、エリアのままになっていますが、今後の見直しについてお聞かせいただきたい。後の質問は自席で質問させていただきます。

渡辺太郎議長　　消防長。

宮坂浩一消防長　　青木利子議員の御質問にお答えをいたします。消防一元化の課題につきましては、消防本部、課長、消防署長、分署長で構成する一元化検証委員会において、課題解決に向けた検討を定期的に実施し、非常招集や緊急配備など、必要に応じて体制や運用の変更を行い、随時改善を図ってまいりました。また、消防だけでは解決できない職員数や消防施設の維持管理等の課題につきましては、市町村の担当者を含めた消防体制等検討委員会において検討を行ってまいりました。

管内６消防署と２分署の出動範囲、エリアについてでございますが、消防一元化及び消防指令センターの運用開始に伴い、諏訪広域消防では市町村の枠にとらわれない直近出動を原則とし、定められた出動計画に基づき車両動態管理システム等を活用し、最も災害現場に近い消防車両等を選定し出動する態勢としております。

各署の出動範囲につきましては車両数、地域・地形の特性、規模、位置等によりさまざまなケースが考えられるため、来年度策定される諏訪広域連合個別施設計画の中で消防署所の適正配置等を含め慎重に検討してまいります。

渡辺太郎議長　　青木利子議員。

２番青木利子議員　　消防職員の数についてお聞きします。現況の消防職員の人数から段階的に増員していくとされましたが、今後計画的に人数をふやしていくこととなろうかと思いますが、いつまでにどれだけ増員していくのか計画をお聞きします。

渡辺太郎議長　　消防長。

宮坂浩一消防長　　消防職員数につきましては、一元化実施計画におきまして当初２２９名としておりましたが、一元化から５年が経過する中で、災害現場などで実働職員数にカウントすることのできない各署の消防団事務に従事している職員６名分、及び実施計画に比して現場対応職員からの配置で対応しています通信指令課分３名、また予防課１名の合計１０名分を増員しまして、３年程度をかけ段階的に２３９名としていくことと正副連合長会議でお認めいただきました。

令和２年度におきましては、この３月いっぱいで５名の職員が定年退職となりますが、新規採用予定者を１２名、再任用職員を１名とし合計２３７名の体制で運用してまいります。

今後３年間は多くの定年退職者が見込まれることから、また公務員の定年延長を踏まえ職員採用に向けて計画的に取り組み、状況を見ながら２３９名体制としてまいりたいと考えております。

渡辺太郎議長　　青木利子議員。

２番青木利子議員　　続いて、若い消防職員の大型免許取得の補助金についてお聞きします。消防車両は中型や大型免許を必要とする車両があると認識しています。以前と違い大型免許を取得するまでの中型免許が必要であったり、段階を踏まなければならない部分もあると思います。いずれにしろ、大型免許取得まで多額の費用が必要です。この免許取得に当たって、費用補助や助成についてのお考えをお聞かせいただきたい。

渡辺太郎議長　　消防長。

宮坂浩一消防長　　現在配備されています消防車両のうち、大型免許が必要となる車両ははしご車と

救助工作車であります。中型免許が必要な車両は水を積載したタンク車、それとポンプ車などの消防車となっているところでございますが、これらの消防車両の運転に必要な運転免許の取得につきましては、職員の自己負担で対応しておりまして、現在免許の取得に対する補助については考えておりません。

なお、消防活動を行うに当たりまして運転免許以外にさまざまな資格が必要となります。そのうち小型船舶免許、潜水士免許、クレーン玉掛け免許などの資格取得につきましては、毎年予算措置を行い計画的に有資格者を確保している、そんな状況でございます。

渡辺太郎議長　青木利子議員。

２番青木利子議員　続いて、警察と消防の連携強化についてお聞きします。警察と消防は市民生活になくてはならない存在だと考えます。災害や事故などで多くの連携がなされていると思いますが、今、どのようなことがなされているのか。今後どのように連携が強化されていくのかお聞かせください。

渡辺太郎議長　消防長。

宮坂浩一消防長　消防と警察はそれぞれ行政目的は異なりますが、国民の生命及び財産を保護するという共通した任務がありまして、消防組織法におきましても警察と消防は相互に協力しなければならないとされているところでございます。

諏訪広域消防では、救急隊員の資質向上及び傷病者の救命効果の向上を図るために設置されました諏訪地域メディカルコントロール協議会が主となりまして、消防、警察と医療機関が強固な連携を図るため、平成２４年度から警察・消防連携シンポジウムというものを毎年開催いたしまして、顔の見える関係を構築してまいりました。

このシンポジウムを通じまして相互の任務内容を理解するとともに、火災などの災害現場におきましては消防が設置する現場指揮本部、ここに意思決定のできるある程度階級が上の警察官が参集するという明確な申し合わせができまして、傷病者の安全・安心を第一に置くという共通した思いにより、現場活動時間の短縮や効率化につながっているところでございます。今後も継続して顔の見える効率的な行動が行えますよう、連携強化に努めてまいりたいと考えているところでございます。

渡辺太郎議長　青木利子議員。

２番青木利子議員　続いて、女性消防職員の派遣可能な仕組みについてお聞きします。昨年の台風１９号災害は記憶に新しいところで、毎年どこかで災害が起きている状態です。被災地での活動の多くは男性の職員が行っていると思います。男性の職員と同じように女性消防職員が被災地へ出向き、活動できる体制などについてお聞かせください。

渡辺太郎議長　消防長。

宮坂浩一消防長　まず、女性職員の災害派遣についてでございますが、基本的には消防職員として性別に関係なく災害派遣されるものと考えておりますが、これまで県内消防本部におきましても災害派遣に対応した女性職員はおりません。

昨年、埼玉県で行われました緊急消防援助隊埼玉県大隊合同訓練、ここで全国で初めて埼玉県内の女性消防職員約６０名が後方支援隊といたしまして参加し、テントの設営また給食訓練及び宿営訓練、これを行いまして、女性職員の派遣にかかわるさまざまな課題を抽出したと報告を受けております。

今後、派遣となります災害種別や派遣先での活動内容にもよりますが、衛生面や使用資機材の活用方法等を十分考慮した上で女性職員の災害派遣に対応してまいりたいと考えております。

渡辺太郎議長　青木利子議員。

２番青木利子議員　次に、女性活躍推進法の行動計画についてお聞きします。諏訪広域連合では、平成２８年４月に次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を策定されました。平成２７年９月に、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し活躍できる環境を整備するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、女性活躍推進法が施行されたことにより、女性職員の活躍の推進に関する事項が示されています。諏訪広域消防職員も含まれることと思います。そこでお聞きしますが、この女性活躍推進法の行動計画をどのように推進されていくのかお聞かせください。

渡辺太郎議長　連合長。

金子ゆかり広域連合長　青木議員のお話のとおり、女性活躍推進法につきましては、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律として平成２７年９月に公布されました。また総務省消防庁では、平成２７年７月に消防本部における女性消防吏員のさらなる活躍に向けた取り組みの推進についてを通知し、女性消防職員の活躍推進に向け国を挙げて取り組んでいるところでございます。

諏訪広域消防本部では現在５名の女性消防職員がおりまして、救急救命士として現場の第一線で活躍されている職員、消防本部において危険物の検査や査察指導に従事する職員、また育児休業を終えて復職後に部分休業を取得し家庭と仕事の両立を図っている職員など、さまざまな場で活躍をいただいているところでございます。令和２年度には新たに２名の女性消防職員を採用し、合計７名の女性消防職員の体制となります。

消防業務における女性消防職員の存在は大変重要であると考えておりますので、諏訪広域連合といたしましても、引き続き女性の消防職員の積極的な採用と女性の働きやすい職場環境を整えてまいりたいと思っております。

渡辺太郎議長　青木利子議員。

２番青木利子議員　以上で質問を終わります。ありがとうございました。

渡辺太郎議長　次に、望月克治議員の質問を許します。望月克治議員。

６番望月克治議員　日本共産党の望月克治です。広域消防について一般質問を行います。

長野県内でも新型コロナウイルスの発症者が２月２５日に確認され、２７日は濃厚接触者である発症者の妻も感染が確認されました。またもう１人新たに確認されています。横浜に停泊していたクルーズ船内では集団感染が起こってしまいました。この患者の病院搬送にかかわった救急隊員の感染も確認されています。その後には、クルーズ船内で乗客らに対応した医療関係者がばい菌扱い

されるなど、いじめを受けているという抗議の声明が日本災害医学会から出されています。

新型コロナウイルスの感染は日に日に広がっており、諏訪圏域への拡大もないとは言えません。域内での感染が確認されたときに、隊員の感染を予防し、いわれなき非難を受けないように万全の対応で臨んでいただくように、諏訪広域消防における新型コロナウイルスの感染者を搬送する際の対応と搬送後にとられる対策について答弁を求めます。

次に、大規模災害時の体制についてお聞きします。１１日で東日本大震災から９年が経過しました。阪神淡路大震災では、広がる火事への対応で消防は負傷者に対応することができずに、助けられる命が失われたことが多くの非難を受けたことがあります。東日本大震災においても、避難を伝える消防団員が津波にのみ込まれ命を失いました。福島県では、原発事故の発生で生存者がいることを知りながら救助に向かえず、避難を余儀なくされたことは忘れてはならないことだと考えます。

国の予測においても、近い将来、東海・東南海地震が起こる確率が非常に高いとされています。大地震発生時の消防署の動き、火災や救急の対応はどのようになされるのかお聞きします。

阪神淡路大震災時、消防は消火を最優先して被災者の救助に消防隊はかかわりませんでした。そのことが大きな非難を浴びたことを記憶しています。大震災が起これば、火災が同時多数発生することも考えられます。そうした際の消防体制はどのようになっているのか答弁を求めます。

渡辺太郎議長　消防長。

宮坂浩一消防長　望月克治議員の御質問にお答えをいたします。初めに、新型コロナウイルス感染者の対応につきましては、国や県からの通知などに基づき対応しており、新型コロナウイルス感染者と擬似者、疑いのある者でございますが、この移送業務につきましては、感染症法に基づき都道府県知事が行うこととされております。

しかしながら、今般、厚生労働省から総務省消防庁に対して、この保健所等が行う移送について消防機関も協力するよう要請があり、諏訪広域消防では安全かつ円滑に移送業務を実施するために、２月７日に諏訪保健福祉事務所に出向き、具体的な協議、調整を行ったところでございます。

さらに、県内感染者発生後の２月２７日には消防本部課長及び各消防署の署長、分署長を緊急招集いたしまして対策会議を実施し、これまでの経過、今後の対応方針、取り組みなど確認、周知を行いました。

救急隊員の感染症に対する安全性の確保につきましては、全ての傷病者に対し手袋、マスク、ゴーグル、ガウン、これを着用する標準感染予防策を徹底することとしておりまして、状況に応じ微粒子レベルの病原菌を９５％以上シャットアウトすることができるＮ９５マスク、これを着用しまして万全を期しております。

いずれにいたしましても、通常の救急搬送後に新型コロナウイルスの感染と判明する場合などを含めまして、保健福祉事務所等の専門家の皆様からの助言を得ながら、対応に当たった救急隊員の健康管理と救急車の消毒等を徹底してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、大規模災害時の救急、消防の体制についてでございますが、諏訪広域消防では、震災により平常時の警防体制では対処できない災害に対応するため、諏訪広域消防本部震災活動要綱

を定めております。

その内容でございますが、職員の非常配備とその対応について、火災の出動態勢、救助、救急体制、長野県消防相互応援協定や緊急消防援助隊の応援要請など、震災による被害を軽減するために消防活動の実施について具体的に定めているものでございます。

震災時における救助・救急活動でございますが、救命効率を確保するために努めて救助隊と救急隊は連携して出動することとし、特に延焼火災が多発し同時に多数の救助・救急事象が発生している場合などでは火災現場付近を優先して救助・救急活動を行うこととしております。また、傷病者の搬送は命にかかわる救命処置を必要とする方を優先することとし、その他の傷病者は消防団、自主防災組織等の協力を得て自主的な応急手当を依頼するなどを基本的な考え方としております。

被害が拡大し、当消防本部の消防力では対応できないような大規模化した震災時には、可及的速やかに長野県消防相互応援協定に基づく県内応援や緊急消防援助隊や自衛隊の応援など、あらゆる手段を講じるとともに、消防団、市町村、担当部局、警察機関や地域住民の皆さんとも緊密な連携を図り、被害の軽減に努めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

渡辺太郎議長　　望月克治議員。

６番望月克治議員　　ウイルス感染の場合、保健所の対応となって連絡をとって出動するということですが、出動した場合、保健所の指揮下に入るということのように思いますが、そうなると通常の帰着よりも時間がかかるということになると考えます。以前にもお聞きした際に、限られた消防力ということがあります。そうした中で出動が重なれば人的不足、要は出動ができない状況になりかねないということが懸念されますが、補完する対応というのはどのように検討されていますか。

渡辺太郎議長　　消防長。

宮坂浩一消防長　　都道府県知事の業務であります新型コロナウイルスの感染者及び擬似者の移送業務への協力は、通常の消防体制に影響のない範囲で行うことが原則となります。移送に関しましては、移送先病院の場所また業務後の消毒作業等によりまして、ある程度の時間は要するものと考えておりますが、あくまでも管内の消防体制を堅持した上での協力と考えているところでございます。保健福祉事務所からの移送依頼が多く通常の消防体制を維持することが困難な場合には、職員を非常招集するなどして対応してまいりたいと考えているところでございます。

渡辺太郎議長　　望月克治議員。

６番望月克治議員　　ぜひ、万全の体制を常にとれるようにしていただければと思います。そうした中でも、先ほどもお話ししましたが、搬送に当たった隊員、そうした中から感染者がもしかして万が一出てしまうことも考えられます。そうした場合の対応はどのようなことを考えておられますか。

渡辺太郎議長　　消防長。

宮坂浩一消防長　　職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合でございますが、当直職員の勤務体制を一時的に変更するなどいたしまして、各消防署の出動部隊を確保してまいりたいと考えております。具体的には、一つの当直の係におきまして職員の罹患が確定した場合、原則として罹患した職員が属する消防係、この全員を濃厚接触者と考えまして、最低１４日間は自宅待機とさせ、

残りました二つの係、この係員を一時的に三つの係に分割しまして三交代、この体制を維持していきたいと考えています。

その際ですが、当直人員が通常よりも減少するということになりますので、消防署の運用部隊数、車両の出る数ですが、当直人員に応じて減らすということになりますが、消防署の機能が停止するということにはならないと考えております。

また、一つの消防署内で複数の当直の係の職員が罹患したという場合には、多くの職員が濃厚接触者として自宅待機となります。このため、部隊運用が困難となった消防署は閉鎖するということといたしまして、当該管内で発生した災害には近隣の消防署が対応すると、こういうこととしております。

その際には、自宅待機とならなかった職員につきましては、近隣消防署もしくは管内のいずれかの消防署に一時的に配属としまして、消防力の低下を可能な限り抑えたいと考えているところでございます。いずれにいたしましても、諏訪広域消防は一元化したことで諏訪圏域を一つの管轄区域と捉えて災害対応しておりますので、現有の消防力を最大限に活用する中で圏域住民の負託に応えてまいりたいと考えているところでございます。

渡辺太郎議長　望月克治議員。

６番望月克治議員　今、非常に厳しい状況になりかねないということを私は認識したところです。１人でも感染者が発見されれば、係５人、４人、全員が現場から消えるということですので、非常に大きな損失になると思います。それが複数の係にまたがれば署が閉鎖になると。こうした場合、私も広域化するときはいろいろ意見を持っていましたが、今となると広域化して本当に助け合える状況がこの圏域でできているのが非常に有効な手段になっているかなと思っています。

ただ、そうは言っても先ほどの消防の人数のお話がありましたが、今までも質問してきた中で有休がとれないですとか、なかなか休みづらいですとか、そういった非常に困難な中で仕事を皆さんされています。その皆さんに負担がこれ以上かからないように、ぜひしていかなければいけないなと思うところです。

続いて、感染対策として今おっしゃられました使われるマスクやゴーグル、キャップ、それから長そでのガウン等です。けさの新聞にも医療機関では不足しがちだと、１カ月後にはもう危ないというところもあるということが載っていましたが、消防のほうでは十分な量が用意されていますか。

渡辺太郎議長　消防長。

宮坂浩一消防長　新型コロナウイルス感染症の対応につきましては、１月の下旬、総務省消防庁からの通知を受けまして、諏訪広域消防では速やかにマスク等の在庫の確認を行いました。そこで救急業務に支障を来さないように納入業者に対しまして追加の発注をすぐに行ったところでございます。そして、各消防署へも配付しているところでございます。

各消防署の使用状況によりまして現有数は若干変動もいたしますが、現在マスクは総数で約７，０００枚、うち４，０００枚程度は消防本部で予備として現在も保管している状況でございます。また感染防止ガウンでございますが、総数では約９００枚、消防本部の予備として５００枚を確保

しているところでございます。これら感染症の感染防止にかかわる物品につきましては、現在も追加発注を行っているところでございます。必要数の確保に努めているところでございます。よろしくお願いいたします。

渡辺太郎議長　望月克治議員。

６番望月克治議員　マスクやガウンに関しては相当数の予備があるということで安心をしましたが、ただ、いかんせん状況が状況で、東京の状況などを見てもいつどうなるかわからないので、さらに追加発注をしたのはいいですけれども、入ってくることを確実にしていただいて万全の体制で当たれるようにしていただきたいと思います。

ダイヤモンド・プリンセス号の対応をした人の中からも多くの感染者が出ています。管理に出向いた厚生労働省の職員も感染をしていますが、対応していた自衛隊員からは感染者は出ていません。自衛隊の解説では、徹底した感染対策を行った成果だと分析しています。自衛隊では、近くに船を用意して、感染者との接触度合いによって入り口から船内の通路に至るまで分けて、それぞれに適した対応を徹底したと聞いています。消防署内ではなかなかそこまでも難しいかもしれないですけれども、厳しい環境で働いていただいて、感染者が出れば先ほどのように、兵庫県などでは医療機関が２人医師等の感染者が出て、ばい菌扱いどころではなくタクシーにも乗せてもらえないとか、家族の方まで非難を受けるというようなひどい状況が生まれているようです。そうした悲しいことが起こらないように、十分な体制を整えてこの先の状況変化にぜひとも対応していただくことをお願いしてこの質問を終わり、次に進みます。

消防の大規模災害のときの対応についてお聞きします。努めて協力して、消防と救急と行っていくということですが、その消防の中で阪神淡路大震災のときにこんなことがあったということを聞いたんですが、消火栓とホースの規格が合っていなくて使えなかったという話も聞いています。こうした問題への対応はもうなされているのでしょうか。

渡辺太郎議長　消防長。

宮坂浩一消防長　消防用ホースの先端に金具がついております。それと消火栓とのカップリング、結合がうまくできなかったという事例があったというお話ですが、消防用ホースの結合金具につきましては、諏訪地域を初め全国ほとんどの消防本部が町野式と呼ばれる、がちゃんという差し込み式の金具を使っております。以前はねじ込み式といいまして、入れてがしゃんと回すねじ込み式というこの金具もあるんですが、東京消防庁ではその金具を使っておりました。そこで合わなかったというお話もあろうかと思いますが、現在では東京消防庁でも、車両間の送水や緊急消防援助隊の車両では全てねじ込み式から差し込み式に変更しているということで問題はございません。

阪神淡路大震災におきます火災につきましては、水道管の破断によりまして不能となりました消火栓が多く、また家屋の倒壊や道路閉塞により消防車両が防火水槽に配置できないということなど、十分な消火活動が展開できなかったことが報告されているところでございます。これら震災の教訓は、全国の消防本部で共有できますよう国からも示されていることから、諏訪広域消防といたしましても、計画的な資機材の整備を進めるとともにさまざまな訓練を継続的に行い、圏域住民の安

全・安心の確保に努めていきたいと考えているところでございます。

渡辺太郎議長　望月克治議員。

６番望月克治議員　ぜひそうしてください。大規模災害時には、他地域の消防も応援に来るとお答えいただきました。しかし、当初は広域消防が総括的な役割をして全てを担っていくということになると思いますが、他地域からの応援はその後に入ってくることです。大規模災害当時、発災当時は広域でやることになるんですが、その時点での行動指針、消火優先なのか人命優先なのか、先ほども火災の際は火災現場の近くの人命が優先されるということになるとお答えいただいたんですが、諏訪広域消防に限らず、東京なんかは消防と救急が部隊内で分かれているようですけれども、地方では部隊、係がそれぞれの状況に応じて消防車に乗り、救急車に乗りという形になっていると思います。そうした中で当初の対応、それは消火が優先するのか人命を。要は消防車なのか救急車なのかという究極のような選択が迫られたときにはどういう対応になるのか、指針などはできていますか。

渡辺太郎議長　消防長。

宮坂浩一消防長　大規模災害発生時には、緊急消防援助隊などの応援部隊が到着するまではやはり当然ながら当消防本部が消防団、自主防災組織や地域住民の皆さんと一緒になって、この全ての対応をしていかなければならないと考えております。

議員御指摘の消火優先なのか人命優先なのかという部分でございますが、災害の発生状況にもよりますが、この震災活動要綱におきましては、同時に複数の火災が発生した場合などでは人命の安全を優先すると、こういうふうに基本的には考えているところでございます。

渡辺太郎議長　望月克治議員。

６番望月克治議員　わかりました。人命ということですね。当然のことと言えば当然のことなんだと思います。

ではもう一つ。大地震になれば、阪神淡路のときもそうですが、東日本大震災の気仙沼でもそうですが、あちこちで火災が起こります。そうした段階で、前回の一般質問でお聞きしたときには、今の出動態勢で行くと３カ所まで対応できる。４カ所目になると十分な体制ではなくなってしまうということをお答えいただきました。では、諏訪圏域内で大規模な災害になり、同時に６市町村でそれぞれ火災が起こる、複数の火災が起こる。そうした場合には今の出動態勢のままの出動になるのか、分散させるのか。そういった消火に当たる上での優先順位、体制の検討などはなされているのかどうか。

それとあわせて、少ない消防力をどう使っていくのかという点で、役場、病院、それから介護施設など、本当にそういう施設が火災になった、一般の住宅の火災があると、同時にそういった火災が起こったときに、消火に当たる上で優先順位などは検討されているのかお聞かせください。

渡辺太郎議長　消防長。

宮坂浩一消防長　通常時の建物火災などでは、１件の火災に対しまして消防車など６台が消火活動等に当たりますが、大地震などによりまして多数の火災が同時に発生した場合には単独での活動、

１件の火災に対して１台の消防車が行く、そのような体制になることを原則としております。

人命の安全を優先といたしまして、まず市街地、密集地。その次にその他の地域という、こんな順番で消火活動を行っていくと、そういうことを基本としております。市街地の中でも、特にそういう病院や介護施設など人の大勢いるところなどは優先して取り組むと、そういう考えが基本でございます。

いずれにいたしましても、当消防本部の総力を挙げて活動するとともに、消防団また自主防災組織との連携や地域住民の皆さんからの協力をいただく中で、この被害を軽減してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

渡辺太郎議長　望月克治議員。

６番望月克治議員　しっかりと検討がなされているということで安心をしました。やはり多発的なときは単独ででも出ないことには、消せないということではいけないですからね。

また、きのうの予算審査の中でも残業が多く見込まれているということで、消防の皆さんの業務が多くなっているということが判明しました。常に命がけの仕事にもなる、そうしたところで働いておられる皆さんが何かあれば非難を受ける対象にされてしまう、そうした皆さんがしっかりと活躍できるような人員体制を整えていただきたいと思います。

退職される職員がここのところ多くということで、人は入ってきてもやはり年月を重ねた技術と経験というのは非常に大事だと思います。その継承にもしっかりと努めていただいて、新人の方の育成にも力を注ぎ、消防力の低下のないように、そしてさらなる充実を求めます。そして、できれば人員をもう少しできるだけふやすことも連合長の皆さんに考えていただきたいということをお願いしてこの質問を終わります。

渡辺太郎議長　次に、今井秀実議員の質問を許します。今井秀実議員。

１９番今井秀実議員　１９番、今井秀実です。介護保険について質問させていただきます。なお、質問の形式は一括質問、一括答弁の形で行いたいと思います。よろしくお願いします。

介護保険制度改定の影響と今後の動向についてです。（１）要支援１・２の居宅サービスの地域支援事業への移行の影響と要介護１・２の居宅サービスの保険給付はずし検討の動向について伺います。まず既に要支援１・２の方々に対する居宅サービスは保険給付本体から外され、地域支援事業に移行しておりますが、その影響をどう捉えているかお聞きいたします。

（２）低所得の施設入所者に対する居住費・食費等の補助の圧縮の影響と、さらなる圧縮拡大検討の動きについて伺います。ここでもまず低所得の施設入所者に対する居住費、食費等の補助軽減、いわゆる補足給付ですが、これが既に圧縮されており問題であると感じておりますが、影響をどうつかんでいるかお聞きいたします。

（３）介護サービス利用料負担２割の導入の影響と、さらなる負担増検討の動向について伺います。ここでもまず既に導入されている介護サービス利用料負担２割、また現役並みは３割となっておりますが、その影響をどう捉えているかお聞きいたします。

以上、１回目の質問とさせていただきます。

渡辺太郎議長　　連合長。

金子ゆかり広域連合長　　今井議員の御質問にお答えいたします。介護保険制度は平成１２年度の制度開始以来、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきており、制度の持続可能性を図るため、３年を一期とした介護保険事業計画期を目安に制度改正が行われております。

御質問のございました制度改正における諏訪広域連合の状況や影響等について、初めに要支援１・２の方の訪問介護と通所介護のサービス提供が予防給付から地域支援事業に移行した件についてお答えいたします。諏訪広域連合では、平成２７年度からの２年間の移行期間を経た平成２９年４月より移行をいたしました。この予防給付から地域支援事業への移行は、保険給付費の軽減の観点に限らず、地域包括ケアシステム構築の観点から、地域で多様な介護サービスの提供や開発、介護の受け皿の育成や拡大など、地域で介護を支える仕組みづくりとしての改正でもあります。

地域支援事業への移行後のサービス利用の状況につきましては、平成２８年度の予防給付の件数と完全移行となった平成３０年度での地域支援事業の実績値で比較をいたしますと、訪問介護では平成２８年度の利用件数が５，０１７件に対し、平成３０年度では５，０７０件に。通所介護では、同じく７，８３０件に対し１万３２２件と、いずれも移行後に利用件数が増加をしております。

サービス提供事業所につきましても、予防給付時の事業所が地域支援事業においても引き続きサービスを提供し、また新たにシルバー人材センターが訪問介護のサービス提供事業に参入をいただきました。今後も諏訪圏域内のサービス提供体制の充実に向けて取り組んでまいります。

次に、介護保険施設の利用時の食費、居住費につきましてお答えいたします。介護保険施設利用時の食費、居住費は、平成１７年度より保険給付対象外として全額自己負担を原則としましたが、所得の低い利用者に対しては、所得の状況に応じた補足給付を設けて対応しております。平成２６年の制度改正では、補足給付の該当要件に申請者の資産となる預貯金の額が加味され、平成２７年８月に施行をされました。

御質問のございました補足給付の該当要件に預貯金の額が加味されたことによる影響につきましては、補足給付該当者の人数で見ますと平成２６年度末が２，０４７人に対しまして、平成２７年度末では１，６４４人と２０％程度の減少となっております。以降の補足給付該当者は、１，６００人前後で推移をしております。制度改正後、補足給付が非該当となり、経済的な理由により施設を退所された事例については、現在報告はございません。

最後に、介護サービス利用時の利用者負担割合でございますが、平成２６年の制度改正では、原則１割負担を堅持しながら一定所得のある方を対象として２割負担が導入され、平成２７年８月に施行し、平成２９年の制度改正では、医療保険制度との整合を図るため、現役並みの所得を有する方や一定以上の合計所得金額のある方を対象とし、２割を３割に変更し平成３０年８月に施行をしております。

諏訪広域連合での分布といたしましては、令和元年１２月末時点となりますが、要支援・要介護認定者１万２，４６３人対し、２割負担に該当する方は５９７人で認定者に占める割合は４．８％、３割負担に該当する方は４５５人で認定者に占める割合は３．７％となっております。

負担割合の変更に伴い、介護サービスの利用料の変更や自己負担額が高額であることへの不満等につきましては、直接またケアマネージャー等事業所を介してのお声は現在ございません。いずれの制度改正とも、特定の所得階層の被保険者の負担増加となりますが、限りある財源の中で保険運営や相互扶助の側面から考えていかなければならない課題と捉えております。以上でございます。

渡辺太郎議長　　今井秀実議員。

１９番今井秀実議員　　２回目の質問をさせていただきたいと思います。

（１）の要支援１・２の居宅サービスを保険給付本体から外して今に至っているということで、実績値で件数がふえているということが言われましたが、実際に諏訪広域では現行制度という水準のものを基本にしながら、緩和された部分はごく一部という対応をしていることもあって、こういう数字なのかなと思っておりますが、これがさらに国の介護保険制度の見直しの検討の中で、要介護１・２についても居宅サービスを、これも居宅サービス全部というよりもホームヘルプですか、訪問介護のうち生活支援の部分だとは思いますが、これまで要支援１・２でやったのと同様の保険給付本体から外して地域支援事業のような形にしていくという検討がされてきているかと思うんですが、その動向についてどういうふうに捉えているかお伺いしたいと思います。

それから、（２）の低所得の施設入所者に対する居住費・食費等の補助。これは本当に低所得者にとっては、もうこの補助というか軽減対策があるから施設に入っていられるという非常に重要な部分と思っていますが、これも国の審議会等でさらにこの補助軽減を絞り込んでいくという、要は軽減の額を下げたり、軽減を全く受けられない人を生んでしまうというような検討がされているかと思います。方向性も何か出てきた感じがしているんですが、この低所得の方の施設入所者に対する居住費、食費のさらなる圧縮、絞り込んでいくということの動向や問題点についてどんなふうに捉えているかお聞きしたいと思います。

それから、（３）の利用料負担、また現役並みでは３割ということですが、かなりの方々が現在でも２割負担の方が５９７人、３割負担が４５５人ということで、不満は特には聞いていないという答弁でしたが、実際に１割負担と比べれば２倍あるいは３倍の利用料負担をされている方々は、一定の所得があるとはいえ大変な中でやりくりしているんだろうなと思いますが、これも国の各種審議会では、この介護サービスの利用料、今は原則１割ですが、これを原則２割にしていくというのをベースにした検討がされてきているかと思います。この国の検討の動向をどうつかんでいるかということについてお聞きしたいと思います。

渡辺太郎議長　　介護保険課長。

依田利文介護保険課長　　それではお答えいたします。国での制度改正の議論につきましては、社会保障審議会での介護保険部会におきまして議論がされているものがございます。その議論内容につきましては、公表されておるものでございます。次期制度改正に向けては平成３１年２月から検討が始まり、令和元年１２月２７日に介護保険制度の見直しに関する意見として、これまでの検討内容をまとめたものが公開をされているものでございます。

御質問のございました要介護１・２の認定者の地域支援事業への移行につきましては、軽度者へ

の生活援助サービス等に関する給付のあり方として議論がされまして、引き続き検討を行うことが適当との結論が出され、次期制度改正には盛り込まず、継続して検討される項目となる見通しでございます。

次に、介護保険施設に入所されている方への補足給付につきましては、補足給付に関する給付のあり方として議論がなされ、能力に応じた負担とする観点から、精緻化を図る、より細かくする必要があるのではないかということで議論がされているものでございます。

現行の補足給付は、施設入所者の所得状況に応じて４段階での給付区分となっているものでございます。第１段階は生活保護受給者や住民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者、第２段階は住民税非課税世帯に属する本人収入が８０万円以下の方、第３段階は住民税非課税世帯に属する本人収入が８０万円を超える方、それから第４段階は住民税課税世帯に属する本人住民税非課税者または本人が住民税課税者となっている方で、第４段階の方への補足給付は現在ございません。

議論のまとめといたしましては、現行の第３段階において、施設利用者本人の収入が８０万円を超え１２０万円以下とする第３段階①と、１２０万円を超えるものとする第３段階②と、現行の第３段階を２段階に分けて精緻化を図りながら行っていくという議論がされている状況でございまして、第２段階②につきましては、第４段階との差額のおおむね２分の１を上乗せした額とすることで次期改正案に提案を介護保険部会といたしましてはしている状況が伺えます。

また、補足給付の決定要件となります預貯金の額につきましては、現行の一律での金額からの所得段階ごとに応じた金額の段階へと提案がなされているものでございます。

最後に、介護サービス利用者の利用者負担割合につきましては、原則２割負担の議論はされた経緯が見られますが、原則２割負担は生活への影響を踏まえて慎重に検討すべきとの意見や、負担能力に応じて広く浅く負担をお願いする観点からも、２割負担をふやす必要があるといった両論がございました。そのため、引き続きの検討項目となっているものでございます。以上、介護保険部会の国の動きとしてのお答えとさせていただきます。

渡辺太郎議長　今井秀実議員。

１９番今井秀実議員　３回目の質問をさせていただきたいと思います。かなり詳しくお答えいただいたので、ちょっとなぞらせていただきたいと思いますが、最初の（１）の要介護１・２の居宅サービス、ホームヘルプ、生活支援の関係は、今の社会保障審議会介護保険部会の１２月２７日の検討の中では、引き続きの検討にすると。つまりは第８期の事業計画でそこが新たに盛り込まれてはこないということだと思いますが、この保険部会でのいろんな意見の中に、今回のこの見直しというのは本当に慎重でなければいけないということで、例えばですが、要介護１・２の方は認知症の方も多く、それに対する自治体の対応体制も不十分だということとか、認知症の方が多い要介護１・２というのは、そもそも軽度者という言い方そのものもおかしいんだということで、重度化の防止のためには、検討されたような形で保険給付本体から外すというのはおかしいという意見などは出ているかと思います。その辺もちょっと確認なんですが、そういう議論がされた結果、引き続きの検討とされたという理解でよいか。ここの部分については確認しておきたいと思います。

それから、二つ目の補足給付の関係もかなり丁寧に答えていただいたので、ちょっとわかりづらさがあるなということでこれも確認でお願いしたいんですが、これまで補足給付というのは低所得であれば全部受けられるよというのを、ある数年前の見直しのときに、資産、預貯金が１，０００万円を超えていたりすると、そうはいかないという圧縮がされて今に至っているということかと思うのですが、さらにその収入の段階も、さっきの年金収入８０万円から１２０万円というのを新たに設けて、第３段階の②というんだと思いますが、そこの方々の補足給付は圧縮するということで、そこの部分の方々がかなり大きな影響が出るという理解でいいかと思うんです。

報道などによれば、この圧縮によって利用者は月２万２，０００円の追加負担になるという試算も出され、今は例えば特養の多床室の場合は、月６万円から８万２，０００円の負担となって、１２０万円の方という感じで考えると、月１０万円の年金収入のほとんどが施設利用料で負担がふえてくるという部分も含んだ内容がこの補足給付の圧縮というふうに自分は理解しているんですが、その辺これは社会保障審議会介護保険部会の１２月２７日の方向でほぼ確定していくということで第８期の事業計画の中に盛られてくる内容かと思うので、ちょっと確認のために、自分の理解が間違っているといけませんので、補足給付というのはちょっと細かく言い過ぎたかもしれませんが、とにかく圧縮がさらにされて影響が出てきそうだという理解でよいか、確認のためにお聞きしておきたいと思います。

それから、３番目の（３）の利用料原則２割にしていくという課題については、これもかなり多くの意見がこの社会保障審議会介護保険部会に出されて、今回は見直しということだと思いますが、これもそういう認識でよいか、まず確認のためにしておきたいと思います。

これらを踏まえてですが、以上のところは先ほどの答弁の確認の部分なんですが、これだけ多くの影響が出てくる、とりわけ、低所得の方の施設入所者に対する食費、居住費の負担がふえてくる方々が大勢出てくるという部分については、もう第８期の深刻な問題として出てくるということなどを踏まえれば、あるいは引き続き検討とされていること、（１）の要介護１・２のサービスの保険給付外し、利用料負担２割を原則にするというあたりは、今後も引き続き国にそういう、強い言葉で言えば制度改悪をするなという声を上げていくことの重要性をすごく感じるのですが、国への働きかけについてどういうふうに考えているかについてお伺いしたいと思います。

あわせて、２番目の補足給付の圧縮については、もう第８期を目前にしていますので、影響が最小限になるように諏訪広域連合としても対応を今から考えていく必要があるかと思うのですが、その辺どんなふうに考えているかお伺いしたいと思います。

渡辺太郎議長　介護保険課長。

依田利文介護保険課長　ただいまの国の審議会での報告内容の第８期への影響についての御質問でございますが、まず１点目の要介護１・２の方々の地域支援事業の移行については、引き続き検討ということでございます。御質問の中にございましたように、要介護１の方と要支援２の方につきましては、介護の認定の中の時間は同じでございますが、ただ介護時間は同じなんですけれども、認知症がある場合については要介護１へ、認知症がない場合は要支援２へということの振り分けの

認定になっております。

ですので、要介護１の方につきましては、身体状況は要支援１かもしれませんけれども、心のほうとしたときに認知症があるということでございますので、そこは慎重にというこの介護保険部会での一つの議論は尊重すべきところかなと思っております。ただ、第８期に向けては、一応審議の中では継続ということでございますので、第８期に地域支援に振りますという中身はちょっと考えにくいかなというふうに思います。

この議論がこのままで行きますと、では次の補足給付はどうなるんだということですけれども、より収入に応じた方への精緻化ということでございますので、第３段階の住民税非課税の８０万円以下の方が第２段階、第３段階になって、それが２段階にあることになれば、同じ段階だった人が若干その所得、収入に応じて負担増になるという状況は否めないかなということでございます。

この審議会の内容が全て、先ほどの議論、答弁とちょっとずれてはいけないですけれども、それが移行されてくるかどうかは国の判断がございますので、ただ、今のところだと第８期は大きな変動は余りないかなと。ただ、その中での補足給付についてはちょっと見ていかなくてはいけないかなという、この報告書を見る限りでは考えているところでございます。

次の原則２割の自己負担につきましては、これにつきましては引き続き大きな検討になるんだろうなということで、第８期に原則２割になりますということではないだろうなと思っているものでございます。

渡辺太郎議長　　連合長。

金子ゆかり広域連合長　　国への要望に関するお答えを私のほうからしたいと思います。制度改正においては、介護保険者の裁量によって実施の可否や対象者等の判断を行えるという項目はありませんで、改正内容に準じて実施しております。

制度改正とは直接的につながりはありませんけれども、第７期介護保険事業計画での介護保険料設定におきまして、低所得者層の保険料率について介護保険委員会での御議論を踏まえ、国が標準としている割合を下回る設定を広域連合独自に実施しております。

引き続き介護保険運営につきましては、住民の皆様で組織をされております介護保険委員会の御議論を踏まえつつ実施していきたいと考えておるところでございます。

国への意見や要望の発信につきましては、介護保険に限らずこれまでも長野県あるいは全国の市長会、町村会におきまして要望を行っておるところでございますが、住民の皆さんや現場の声は非常に大事なものと捉えておりますので、国に上げるべき必要な声があると判断される場合には、あらゆるチャネルを通じて発信してまいりたいと思っております。

渡辺太郎議長　　今井秀実議員。

１９番今井秀実議員　　わかりました。補足給付の圧縮はちょっと現実化するかなということだろうと思いますので、国の動向も注視しつつ諏訪広域としてできることをしっかり考えていただきたいと思います。それから、利用料２割を原則とするようなすごい大きなことは本当に必要な声だと思いますので、ぜひ国に強く働きかけていただきたい。そんなことを申し上げて、私の質問を終わり

ます。

渡辺太郎議長　　これにて一般質問を終了いたします。

この際、暫時休憩いたします。再開は１１時５０分といたします。

休　　憩　　午前１１時３８分

再　　開　　午前１１時４９分

渡辺太郎議長　　休憩前に引き続き、会議を開きます。

○日程第　２

議案第　１号　諏訪広域連合公益的法人等への職員の派遣等に関する条例を廃止するについて

○日程第　３

議案第　２号　令和元年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第２号）

○日程第　４

議案第　３号　令和元年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第３号）

○日程第　５

議案第　４号　令和２年度諏訪広域連合一般会計予算（案）

○日程第　６

議案第　５号　令和２年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算（案）

○日程第　７

議案第　６号　令和２年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算（案）

○日程第　８

議案第　７号　令和２年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算（案）

○日程第　９

議案第　８号　令和２年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算（案）

渡辺太郎議長　　日程第２　議案第１号から日程第９　議案第８号までの８件を一括議題といたします。

この８議案は各常任委員会に審査付託となっておりますので、委員長の報告を求めます。

まず、総務消防委員会付託議案について、一括報告を願います。総務消防委員長。

矢島尚総務消防委員長　　それでは、総務消防委員会の報告をいたします。

報告に先立ち、今議会において当委員会に付託された４件の議案審査に当たり、１０名の委員出席のもと、金子ゆかり広域連合長、今井竜五副広域連合長、五味武雄副広域連合長、事務局長、消防長、各課長及び担当職員に出席を求め、審査したことを報告いたします。

初めに、議案第１号　諏訪広域連合公益的法人等への職員の派遣等に関する条例を廃止するについて報告いたします。

審査の過程において、特に質疑等はなく、当委員会では全会一致で可決といたしました。

次に、議案第４号　令和２年度諏訪広域連合一般会計予算（案）について報告いたします。

当委員会に付託されましたところは、歳入のうち１款１項１目１節から４節、３款１項３目、４款のうち総合福祉基金利子を除く全て、６款の一部及び７款並びに歳出のうち２款１項１目総合福祉基金積立金及び３款を除く全てであります。

審査の過程において、小児夜間急病センター事業費について、受診者が減少しているとのことだが、予算は前年と同額でよいのか、課題は何か、及び周知方法はとの質疑に対し、今年度２月時点で患者数は昨年度とほぼ同数となっている。令和２年度の患者数は２，３００人を見込んでいる。課題は医師の確保であり、運営医師会とも連携をしながら対応をしている。また、周知は乳幼児健診等において直接伝えるほか、ポスターやチラシの配布、ホームページへの掲載などをしているとの答弁がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決といたしました。

次に、議案第７号　令和２年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算（案）について報告いたします。

審査の過程において、来年度新規車両導入の配置署について質疑があり、富士見消防署へ高規格救急自動車の更新を予定しているとの答弁がありました。また、費用面では妥当な金額かとの質疑があり、車体、艤装、車内の医療機器を含めた金額であり適正であるとの答弁がありました。

また、起債を活用するとのことだが、繰越金を充当するなどの考えはないかとの質疑があり、単年度での負担を平準化するため、起債を活用するとの答弁がありました。

医薬材料費には感染症対策の費用が含まれているのかとの質疑があり、通常の感染防止資器材分を計上しているが、新型コロナウイルス感染症への対応などについては、今後の地域の状況を見ながら対応していくとの答弁がありました。

また、職員手当が増加している理由について質疑があり、業務量の増加による時間外手当、県への職員派遣に伴う手当などによる増額を見込んでいるとの答弁がありました。

また、通信指令システムの更新について質疑があり、運用開始から５年を経過し、６年目を迎える令和２年度に情報系機器を中心に部分更新を行い、１０年をめどに全面更新を予定しているとの答弁がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決といたしました。

次に、議案第８号　令和２年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算（案）について報告いたします。

審査の過程において、ふるさと基金１０億円の市町村負担はとの質疑に対し、圏域６市町村が均等割２割、人口割８割の広域割とする９億円に加え、長野県の出資金１億円を足して合計１０億円の基金を造成し、圏域の活性化、イメージアップを図る目的で事業を展開しているとの答弁があり

ました。

また、令和元年度に臨時災害放送局開設訓練を実施した防災対策事業費について今後の展開はとの質疑に対し、同訓練については隔年により引き続き実施するとともに、他の防災事業も含め検討を進めるとの答弁がありました。

また、基金積立金５００万円の目的は何かとの質疑に対し、令和３年度に予定しているホームページの更改のための財源を確保する目的であるとの答弁があり、また、令和３年度以降の基金利子は幾ら見込めるのかとの質疑に対し、現在の半分程度の見込みであるとの答弁がありました。

また、婚活事業に関する諸団体への補助金支援の考えはとの質疑に対し、広域連合の役割や圏域の活性化を図る目的から考えると、補助金交付という手法がなじむかどうかを慎重に検討していきたいとの答弁がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決といたしました。

以上、報告を終わります。

渡辺太郎議長　　次に、福祉環境委員会付託議案について一括報告を願います。福祉環境委員長。

芳澤清人福祉環境委員長　　それでは、福祉環境委員会の報告をさせていただきます。

報告に先立ち、今議会において当委員会において付託された５件の議案審査に当たり、１１名の委員出席のもと、今井敦副広域連合長、青木悟副広域連合長、名取重治副広域連合長、各課長、施設長及び担当職員に出席を求め、審査したことを御報告いたします。

初めに、議案第２号　令和元年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第２号）について報告いたします。

審査の過程において、今回８４０万円を基金に積み立てることにより、基金総額は幾らになるかとの質疑に対して、約２億３，０００万円になるとの答弁がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致として可決といたしました。

次に、議案第３号　令和元年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第３号）について報告いたします。

審査の過程において、地域支援事業費と介護予防ケアマネジメント費の増加の内容と、市町村別の傾向はどうなっているのかとの質疑に対し、地域支援事業費はサービス利用者数がふえ、また介護予防ケアマネジメント費も同様に利用者数が１５０件ふえたことによる予算の増額となるとの答弁がありました。

審議の結果、討論はなく、当委員会では全会一致で可決といたしました。

次に、議案第４号　令和２年度諏訪広域連合一般会計予算（案）について報告いたします。

当委員会に付託されたところは、歳入のうち１款１項１目５節から７節、２款、３款１項２目、３款２項、４款１項の一部（総合福祉基金利子）、６款の一部並びに歳出のうち２款１項１目の一部（総合福祉基金積立金）及び３款民生費に係る部分についてであります、

質疑、討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決といたしました。

次に、議案第５号　令和２年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮予算（案）について報告いたしま

す。

審査の過程において、施設管理費、施設事業費における工事請負費、備品購入費の具体的内容はとの質疑に対し、工事請負費については、利用者居室の照明器具ＬＥＤ化全室、利用者居室洋室改修工事１室、更新時期を迎えた防災監視等設備機器の入れかえ。備品購入については、生活支援システムサーバー、防犯カメラ１台、冷蔵庫等厨房機器の更新とエアコン１台の購入を予定しているとの答弁がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決といたしました。

次に、議案第６号　令和２年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算（案）について報告いたします。

審査の過程において、消費税率改定に伴う第１段階から第３段階の低所得者保険料の軽減率と軽減額はとの質疑に対し、第１段階の軽減率は基準額に対して０．３で２，１４０円を１，６０５円に、第２段階は軽減率が０．５で３，４７７円が２，６７５円に、第３段階は軽減率が０．６５で３，７４５円が３，４７７円に軽減になるとの答弁がありました。

次に、保険料軽減者の割合はという質疑に対し、第１段階は約６，０００人、第２段階は約４，７００人、第３段階は約４，７００人で、合計約１万５，０００人が対象となり、被保険者６万３，０００人に対し約２５％の割合との答弁がありました。

次に、地域密着型サービス費の増額の理由はという質疑に対し、小規模多機能型居宅介護の施設の増加に伴う利用者の増加を見込んでの予算増との答弁がありました。

次に、施設サービス費の増額の理由はとの質疑に対し、第７期事業計画に沿った計上で、ショートステイから施設サービスへの転換を見込んでの増額との答弁がありました。

次に、総合事業としての地域支援事業の利用者数はとの質疑に対し、予防給付費給付時と平成３０年度の実績を比較したところ、訪問事業は５，０７０件でほぼ同数、通所事業は１万件となり増加傾向との答弁がありました。

次に、総合事業を担う事業者数の増減はという質疑に対し、予防給付費の事業所が引き続き地域支援事業においても事業展開をしており、事業者数に変わりはない。また、シルバー人材センターも新たに事業に参入しているとの答弁がありました。

次に、介護保険料軽減者数の今年度との比較はとの質疑に対し、対象者数は大きく変わらないとの答弁がありました。また、介護認定申請者数は増加が見込まれる中、介護認定審査会委員は前年同様８４名と変わりないが、対応はできるのかとの質疑に対し、申請件数は例年約１万件で推移しており、対応はできているとの答弁がありました。

次に、第７期事業計画の最終年になるが、計画どおりに進み、必要な人に必要なサービスが提供できているのかとの質疑に対し、計画どおり進み、必要なサービス提供ができているとの答弁がありました。

次に、第８期事業計画に向け、法改正で決まっていることはあるかとの質疑に対し、現在のところ決定された事項はないとの答弁がありました。

次に、認定調査費の役務費での手数料が減額になっている理由は何かとの質疑に対し、主治医意見書の手数料について、年間申請件数を精査した結果、減額となりましたとの答弁がありました。

討論はなく、審議の結果、当委員会では全会一致で可決といたしました。

以上、報告を終わります。

渡辺太郎議長　ただいまの各委員長報告に対し、これより１件ずつ審議、採決を行います。

初めに、議案第１号　諏訪広域連合公益的法人等への職員の派遣等に関する条例を廃止するについて、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長　これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長　これをもって討論を終結いたします。

これより議案第１号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長　御異議なしと認めます。よって、議案第１号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２号　令和元年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第２号）について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長　これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長　これをもって討論を終結いたします。

これより議案第２号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長　御異議なしと認めます。よって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３号　令和元年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第３号）について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長　これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長　　これをもって討論を終結いたします。

これより議案第３号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長　　御異議なしと認めます。よって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第４号　令和２年度諏訪広域連合一般会計予算（案）について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長　　これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長　　これをもって討論を終結いたします。

これより議案第４号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長　　御異議なしと認めます。よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第５号　令和２年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算（案）について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長　　これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長　　これをもって討論を終結いたします。

これより議案第５号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長　　御異議なしと認めます。よって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第６号　令和２年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算（案）について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長　　これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長　　これをもって討論を終結いたします。

これより議案第６号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長　　御異議なしと認めます。よって、議案第６号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第７号　令和２年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算（案）について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長　　これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長　　これをもって討論を終結いたします。

これより議案第７号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長　　御異議なしと認めます。よって、議案第７号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第８号　令和２年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算（案）について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長　　これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長　　これをもって討論を終結いたします。

これより議案第８号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長　　御異議なしと認めます。よって、議案第８号は原案のとおり可決されました。

渡辺太郎議長　　以上で、今定例会の議事の全部を議了いたしました。

閉　　議　　午後　０時１５分

渡辺太郎議長　　閉会前に、広域連合長の御挨拶をお願いいたします。連合長。

金子ゆかり広域連合長　　閉会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

２日間にわたり、慎重なる御審議をいただき、提出申し上げました各議案につきましては、それぞれ原案のとおり御議決を賜り、心から御礼を申し上げます。

審議を通じて議員各位よりいただきました貴重な意見等につきましては、今後さらに検討を深め、課題の解決に取り組んでまいりたいと考えております。

結びになりますが、新たな年度を迎える時節柄、議員各位を初め関係する皆様方の一層の御活躍と御健勝を祈念申し上げますとともに、新型コロナウイルス感染症対策を初め各種施策への御理解、御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げ、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

渡辺太郎議長　　これにて、令和２年第１回諏訪広域連合議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉　　会　　午後　０時１６分

以上会議のてん末を録し相違なきを認め、ここに署名する。

議　　長　　渡　辺　太　郎

副議長　　宮　坂　　徹

３　　番　　金　井　敬　子

２０番　　早　出　一　真

議 案 等 の 審 議 結 果

広域連合長提出

事 件 番 号	上程月日	付 託 委 員 会	議決月日	審 議 結 果
承 認 第 1 号	2. 3.25	な し	2. 3.25	原 案 承 認
議 案 第 1 号	2. 3.25	総 務 消 防 委 員 会	2. 3.26	原 案 可 決
議 案 第 2 号	〃	福 祉 環 境 委 員 会	〃	〃
議 案 第 3 号	〃	〃	〃	〃
議 案 第 4 号	〃	各 常 任 委 員 会	〃	〃
議 案 第 5 号	〃	福 祉 環 境 委 員 会	〃	〃
議 案 第 6 号	〃	〃	〃	〃
議 案 第 7 号	〃	総 務 消 防 委 員 会	〃	〃
議 案 第 8 号	〃	〃	〃	〃